

平成26年第1回阿波市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成26年2月20日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 原 田 健 資	2番 檜 原 伸
3番 藤 川 豊 治	4番 森 本 節 弘
5番 江 澤 信 明	6番 正 木 文 男
7番 笠 井 高 章	8番 松 永 涉
9番 吉 田 正	10番 檜 原 賢 二
11番 木 村 松 雄	12番 阿 部 雅 志
13番 岩 本 雅 雄	14番 池 光 正 男
15番 出 口 治 男	16番 香 西 和 好
17番 原 田 定 信	18番 三 浦 三 一
20番 吉 川 精 二	

欠席議員（1名）

19番 稲 岡 正 一

会議録署名議員

13番 岩 本 雅 雄 14番 池 光 正 男

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市 長 野 崎 國 勝	副 市 長 黒 石 康 夫
政 策 監 藤 井 正 助	教 育 長 坂 東 英 司
総 務 部 長 井 内 俊 助	市 民 部 長 石 川 春 義
健康福祉部長 林 正 二	産 業 経 済 部 長 天 満 仁
建 設 部 長 田 村 豊	庁 舎 建 設 局 長 出 口 芳 博
教 育 次 長 新 居 正 和	総 務 部 次 長 坂 東 重 夫
総 務 部 次 長 吉 田 一 夫	市 民 部 次 長 瀬 尾 勇 雄
健康福祉部次長 川 井 剛	産 業 経 済 部 次 長 宮 本 哲 男
建 設 部 次 長 友 行 義 博	吉 野 支 所 長 坂 東 広 隆
土 成 支 所 長 今 井 和 美	市 場 支 所 長 森 本 修 次
会 計 管 理 者 町 田 寿 人	財 政 課 長 妹 尾 明

水道課長 大川 広幸

農業委員会局長 前田 晋志

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 姫 田 均

事務局長補佐 成 谷 史 代

事務局長補佐 大 倉 洋 二

議事日程

日程第 1 市政に対する一般質問

日程第 2 議案第 1 号 平成 2 5 年度阿波市一般会計補正予算（第 5 号）について

日程第 3 議案第 2 号 平成 2 5 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 4 議案第 3 号 平成 2 5 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

日程第 5 議案第 4 号 平成 2 6 年度阿波市一般会計予算について

日程第 6 議案第 5 号 平成 2 6 年度阿波市御所財産区特別会計予算について

日程第 7 議案第 6 号 平成 2 6 年度阿波市国民健康保険特別会計予算について

日程第 8 議案第 7 号 平成 2 6 年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 9 議案第 8 号 平成 2 6 年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について

日程第 1 0 議案第 9 号 平成 2 6 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第 1 1 議案第 1 0 号 平成 2 6 年度阿波市介護保険特別会計予算について

日程第 1 2 議案第 1 1 号 平成 2 6 年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算について

日程第 1 3 議案第 1 2 号 平成 2 6 年度阿波市水道事業会計予算について

日程第 1 4 議案第 1 3 号 阿波市役所の位置を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 5 議案第 1 4 号 阿波市交流防災拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 1 6 議案第 1 5 号 阿波市行政組織の再編成に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第 1 7 議案第 1 6 号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

- 日程第 18 議案第 17 号 阿波市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 18 号 阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 19 号 阿波市税条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 20 号 阿波市金清自然環境活用センターの設置及び管理に関する条例の全部改正について
- 日程第 22 議案第 21 号 阿波市学校給食共同調理場設置条例の一部改正について
- 日程第 23 議案第 22 号 阿波市学校給食センター条例の制定について
- 日程第 24 議案第 23 号 阿波市社会教育委員に関する条例の一部改正について
- 日程第 25 議案第 24 号 阿波市一条地区幼保連携施設新築工事請負契約の締結について
- 日程第 26 議案第 25 号 阿波市新庁舎及び交流防災拠点施設建設工事変更請負契約の締結について
- 日程第 27 議案第 26 号 阿波市学校給食センター建設工事変更請負契約の締結について
- 日程第 28 議案第 27 号 阿波市道路線の認定について
- 日程第 29 議案第 28 号 阿波市道路線の変更について
- 日程第 30 議案第 29 号 徳島中央広域連合規約の変更について

(日程第 2 ～日程第 30 質疑・付託)

午前10時00分 開議

○議長（出口治男君） ただいまの出席議員数は18名で定足数に達しており、議会は成
立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（出口治男君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回到引き続き行います。

初めに、1番原田健資君の一般質問を許可いたします。

1番原田健資君。

○1番（原田健資君） おはようございます。

1番原田健資、議長の許可を得ましたので、発言させていただきます。

昨日の夕方、秋月の公園の道が悪いからちょっと見といてくれと言われてまして、見に行  
ったんですけども、雨が石段の両側を流れまして、それが積み重なりまして、階段の横の  
土を流し去りまして、階段の底のあたりを剥ぐっているわけなんですけども、雨च्छゅう  
のも積み重ねますとちょっと悪いことをするわけです。そんな感じで、雨の管理च्छゅう  
のも大切だなということを感じたんで。その公園は、見晴らしが非常によく、徳島平  
野がきれいに見えるところなんですけども、常々の管理が大事でないかと、お金も早目に  
修理したらかからないんじゃないかということを感じました。イノシンがちょっと腰かけ  
の下を掘って、石の腰かけが崩れるほど掘っていましたが、そういうような自然च्छゅう  
か動物による被害もあるわけで、日ごろ早目に管理していけば、安い予算で管理がで  
きるんじゃないかと思います。

それは別といたしまして、今回の質問は、1番として、出水と下水についての市の考え  
は。1番目に、大雨による浸水対策について。2番目に、農業用水との関連について。

それと、2番目として、スポーツ振興について。ゲートボール、グラウンドゴルフ支  
援、テニスコート整備について。

3番目に、白鳥荘の廃止について。温泉施設の現状と可能性についてということで質問  
させていただきたいと思います。

それで、最初の水の関係ですけれども、以前に庁舎に関連して、鶯谷について、大雨で池の土手が崩れたという話などを出しましたが、とにかくこのごろは大雨の傾向にあります。阿波市は土地が大体北から南に傾斜しているところがほとんどのようですけれども、今回は興崎などで大雨が農業用水に流れまして、流末に集中して大変困るということについてでございます。北から南に流れ下るべき水が、西から東へと用水を伝わり、恐ろしいほど家の裏にやってくるというのです。農業用水は農業の水のためにある水路であるべきですけれども、大雨のときに水が流末に大量に流れ込むわけです、水路を伝わって。西地域に降った雨が、用水があるために、用水を通して東の地域へ運ばれてきます。その水が悪さをするわけです。何とかありませんかということです。

それと、こうなるのは農業用水と雨の流れ込む谷川との役目がはっきりしていないということも考えられます。それにプラスして、家庭の排水などもある問題もあるわけです。雨水と下水道と農業用水の関係、これをもうちょっとはっきり考えていかないかんでないかという市民の声を聞きました。これら3つを合わせて、市は将来どう考えているのですかということをお聞きしたいと思います。この興崎地域の対策も練っていただきたい。さらに、八幡の八幡神社の前の、県道付近ですけれども、そこも雨の水で困っているということも聞いております。こちらのほうの対策も、どういうふうな考えであるかご回答願いたいと思います。

以上の点を1番目といたしましたので、よろしく願いいたします。

○議長（出口治男君） 田村建設部長。

○建設部長（田村 豊君） おはようございます。

それでは、1番原田議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思います。

質問につきましては、出水と下水についての市の考え方はということで、1番目、大雨による浸水対策ということでございます。それで、建設部のほうからは、大雨の浸水対策についての全体的なことと、今ご質問にございました個別箇所の対策について、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、全体的なことでございますけれども、本市は、阿讃山脈を背に、緩やかな南面傾斜で平野部が広がっています。南部の吉野川流域や中小河川流域は、過去に幾度も洪水被害が発生して市民生活に大きく影響し、多大な被害を及ぼしています。また、近年では地球温暖化等の影響で局地的豪雨が発生し、被害区域が拡大する傾向にあるなど、本市の排水状況を取り巻く環境は大きく変化をしています。

このような中で、本市では、今年度大雨による浸水被害を少なくするため阿波市排水対策基本計画を策定し、今後計画に沿って排水対策の事業を実施していくといたしております。今策定を進めております排水対策基本計画につきましては、過去の台風や局地的豪雨での浸水と被害状況を把握し、被害の原因調査や課題問題点を明らかにするとともに、平成22年度より実施しております道路側溝・排水路調査結果をもとに重要な役割を果たす主要な排水路や河川等についての流下能力の検討を行います。そしてさらに、これらの結果により、上流域での排水路改良や導水路整備による排水負担軽減、内水対策のためのポンプ施設の整備、雨水の一時貯留施設などの整備方針等を流域ごとに取りまとめるものとしております。

策定に当たりましては、策定委員会を設置するとともに、雨水対策の現状と課題の整備を行い、特に浸水被害の多い地域や道路冠水が頻繁に発生する地域を選定し、浸水被害軽減につながる整備手法の検討を行っております。排水計画に沿って事業を実施するに当たりましては、市が整備するもの、また国土交通省や県にお願いするものを分担し、計画的に行っていきたいと考えております。

次に、今議員のほうから具体的な箇所の排水対策についてご質問がありました。1点は、市場町の興崎の市道興崎田渕線と土地改良区が管理しております水路との交差点部分の排水対策でなかろうかと思っております。この部分で、現在市道には両側に道路側溝が設置をされております。そして、その一方の西側の側溝には、下流域に流せる分岐口が存在しております。といいますのは、改良区の水路と道路側溝がつながっております。それで、なお現地を確認してみますと、市道の東側の側溝にもこの改良区の水路と市道をつなげることは可能と考えております。ほれで、現地をなお再調査し、管理してる土地改良区との協議を行いまして、より効果的な整備が可能であれば、対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

それと次に、八幡商店街の八幡神社から宮ノ内谷川にかけての市道の排水のことについてと思っております。この地域は、以前から排水対策で課題になっている箇所でございます。市道側溝の勾配が十分とれておらず、流末についても既存の水路ではスムーズな排水が難しい状況がございます。それで、現在側溝のコンクリートぶたになっとるんですが、一部グレーチング化するとか、側溝内の堆積した土砂の撤去等を計画的に行うだの検討いたしまして、被害軽減につながる対策を講じることについて考えてまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 原田健資君。

○1番（原田健資君） 雨水がうまく、農業用水と昔からある谷川と、その役目がちょっとはっきりしてないというふうなところが見受けられるんです。さっき言った興崎地域の農業用水の雨水にしても、農業用水からあふれた余分な水を昔からの谷川のほうへうまく行くようにしておけば、多少なりとも大きな水が来る、恐ろしいほど来る水が軽減されるのじゃないかと思います。昔からある谷川のほうへ水を誘導するように、少しでもやっていただけたらと思います。グレーチング化とか、穴を大きくしていただくとかというふうなことで、ぜひ早目に対応していただいて、大雨の傾向があるこのごろですけれども、少しでも軽減されるようよろしくお願ひしたいと思います。

次に、スポーツ関係についてですけれども、新庁舎ができて、記念のマラソンがあるとかという話を新聞で見たことありますけれども、コースがどこになるのかなと思ったり、新しいコースですね。日本一の善入寺島の中を通るのかなと思ったり、金清経由で日開谷経由、善入寺島というふうなコースもおもしろいのではないかなと勝手に想像したりしているんですけれども。

スポーツっちゅうのは、市内でもいろいろなスポーツを皆さんやっています。新聞のスポーツ面を見ますと、その中でも阿波市の活躍等よく見るんですけれども、テニスもよく出ております。アベック優勝とか言うて、小・中学生、男女とも強いようです。それだけテニスに熱心な人が周りに多いということなんではないでしょうかね。古くから、阿波市のテニスは盛んであると思います。愛好者も多いと思います。そこで、住民の方からテニスコートが欲しいと。既にあるんですけれども、もう一つ欲しいと。市場にコートがあるんですけれども、古くて使えない。何とかならないでしょうかということなんです。だめなら、新庁舎もできたことだし、交流施設の周辺の近くに新しいものがないかということなんです。テニス愛好家のために、何とかならないでしょうかということなんです。

それと、その市場のテニスコートのすぐそばにゲートボールとグラウンドゴルフのコートがあるんですけれども、ちょうどそこに知り合いの方がおられましてゲートボールしてるんですけれども、地面にちょっと起伏があってボールが直進せず、ちょっとそれたりするから整地してほしいという要望が上がっております。この寒い中、一生懸命頑張っておられる方がたくさんいるわけなんですけれども、少しでもね。ちょっと見てみますと、でこぼこが多いコートでありました。また、そのすぐそばに別のコートの方もおられまして、うちの

コートもちょっと悪いんだよということを聞いたりしてます。そういうような寒さにめげずに頑張っておられる皆さんにお答えする意味で、整地などしていただけたらありがたいと思います。まちのスポーツ、いろんなどころで盛んにやっておられますけれども、この点についてちょっとご質問いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（出口治男君） 新居教育次長。

○教育次長（新居正和君） 原田議員のスポーツ振興について、ゲートボール、グラウンドゴルフ場支援、テニスコート整備についてのご質問にお答えします。

本市では、市民一人一人、1スポーツを合い言葉に、スポーツのまち阿波市を目指して、各種スポーツ事業を実施するとともに、スポーツ施設の整備を進め、市民のスポーツ活動の活性化を進めています。しかし、市民の生活のライフスタイル、生活様式の変化や生活習慣病に対する健康志向の高まりなどから、スポーツに対する市民ニーズ、要望、期待が多様化し、いつでもどこでも誰でも気軽にスポーツを楽しめる環境づくりが求められています。

阿波市には、現在スポーツ施設といたしまして、屋内運動場が7カ所、屋外運動場が5カ所、屋外テニスコートが5カ所あり、それに加えて吉野ウォーターパーク等があります。修繕などは随時行っているところでございます。本年度は阿波体育館の耐震改修工事を行っており、2月末には完成予定となっております。

ご質問のテニスコート及びゲートボール場についてお答えいたします。

まず、屋外テニスコート5カ所の内訳につきましては、市場テニスコートは、人工芝2面、土のコート1面、阿波テニスコートは人工芝2面、吉野テニスコートは人工芝2面、土成緑の丘テニスコートは人工芝3面となっており、旧町に1カ所ずつあり、大変好評でございます。市場ふれあいテニスコートの2面につきましては、コートの老朽化により、現在貸し出しを中止いたしております。

次に、市場公民館東側のゲートボール場につきましては、年1回真砂土を購入しておりますが、管理、除草などにつきましては、主に使用して市場ゲートボール協会が行っております。要望などがあれば、社会教育課で、その都度スポーツトラクターで整地などを行っているところでございます。

今後につきましても、スポーツの振興、健康の増進への取り組みとしまして、関係各課と協力体制を整えて、市民の健康の増進を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 原田健資君。

○1番（原田健資君） テニスコート、たくさんあるということです。また、ゲートボール場も、協会のほうも管理していただけるというふうな話も聞いております。今後、スポーツに励んでおられる方が気持ちよくスポーツに取り組めるよう、整地など積極的にやっていただけたらと思います。本当は、テニスコートですけど、せっかくあるコートを休んでるんで、使えないんならぜひとも新庁舎あたりにつくってほしいという大きな声がありますので、ぜひともまた検討していただけたらということをお願いしまして、この項は終わらせていただきたいと思います。

それと、最後の白鳥荘の廃止について。温泉施設の現状と可能性についてということで、続けさせていただきます。

阿波農業高校がなくなりました。鴨島のほうへ行きました。阿波警察、これも吉野川市のほうへ行ってしまうと。大名行列もなくなるという新聞記事がありました。ほれと、白鳥荘も廃止というふうな記事が載っておりました。金清の白鳥荘の廃止ですけれども、建物は残ると聞いておまして、ちょっと一つの安心をしております。と同時に、これからどうなるのかなという思いであります。

白鳥荘の入浴にはたくさんの市民が利用していたんですけれども、利用していた人は、なくなったということで、残念がっております。今でも、近くに風呂が欲しいという声を聞きます。断層があつてだめなら、新庁舎の近くにつくってはどうですかという声、一方では新しくつくるのはもったいないという声もあります。今あるものを使えば、もっと安くいけるんでないですかという声も聞きます。

徳島県では条例があつて、だめ。新聞記事によりますと、愛媛県ではそんなに気にしていないというふうな記事をちょっと見たことがあります。だったら、断層の続いている和歌山はどうなんだろうという疑問も出てくるわけです。とにかく今まで風呂に行っていた人は、続いて近くに欲しいという声なんです。条例の範囲内で、家族風呂的に再開はできないんでしょうかと。とにかく、近くに風呂が欲しいんだよということです。こういうような市民の声を聞いていただきたいということでございます。

それと、将来的には新庁舎防災施設などともリンクして、庁舎の近くに防災風呂とかというテレビのニュース記事ありましたけども、防災風呂とかという手法とか、何とかして可能性を探っていただきたいという希望的観測、そういうなんもあると思います。ぜひこういうような声をちょっと記憶しといていただいて、将来的にできたらいいなと思いま

す。市の考えは今後どうなんでしょうということをお聞きして、最後の質問といたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（出口治男君） 天満産業経済部長。

○産業経済部長（天満 仁君） おはようございます。

原田議員の一般質問の3点目、白鳥荘の廃止についてということで、温泉施設の現状と可能性についてというご質問でございます。

白鳥荘のこれまでの経緯を少しかいつまんで申し上げますと、金清自然環境活用センター、金清温泉白鳥荘につきましては、今から30年前の昭和58年12月にオープンいたしております。昭和62年度、また平成3年度の増築を経て、平成23年3月31日までの間、多くの方々にご利用いただき、営業を行ってまいっておりました。しかし、施設の老朽化などによりまして集客能力が低下し、経営悪化を招いたことなどを理由といたしまして、平成23年9月から建てかえ等を検討するための専門委員会を設置し、協議してまいったところでございます。しかし、徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例、これが平成25年4月に施行をされております。また、5月には活断層図の公表がございまして、これによりまして、金清温泉白鳥荘につきましては、特定活断層調査区域ではございませんが、活断層の調査を推奨する区域の直上にあることがわかりました。県条例の規制を直接受ける区域ではないものの、調査区域と同等の位置にあると、市では判断をいたしております。

また、本市が策定いたしました活断層に対する基本方針、これでは公共施設の新築、改築、移転の計画はしないということに定めておりまして、これらを総合的に検討いたしました結果、浴場、宿泊、飲食等の機能を持ちましたこれまでの金清温泉白鳥荘は、再開することなく、廃止することとしたわけでございます。今後現施設がどのように有効活用することができるか等につきましては、今後の検討課題といたしまして、今議会におきまして、条例の改正等につきましてもお願いをいたしておるところでございます。

現状につきましては、平成24年4月からの休館後、約2年間温泉施設は全く使用してございません。現時点で専門的な調査点検等は行っておりませんが、ボイラーやそれに伴う配管等につきましては、腐食が進んでいるとも考えられます。したがって、そのままの使用は困難ではないかというふうに考えております。また、浴場が地下1階にもございます関係で、バリアフリーではございません。高齢者や障害のある方などが利用するには不便な構造という状況でもございます。

今後の、議員のご質問にあります、可能性という部分でございますけれども、施設の老朽化、また温泉源の枯渇、活断層の問題など、総合的に検討した結果として、先ほども申しました、これまでの浴場、宿泊、飲食等の業務を提供する白鳥荘は再開せず、廃止することといたしておりますので、お話にもございました温泉施設だけの再開というのは非常に難しいと考えております。再開は行わないという方針を打ち出させていただいております。また、別の場所でのというふうなお話もございましたけれども、その建設につきましては、昨年全員協議会でもご説明をさせていただいておりますとおり、現在のところ、先ほどもまたお話もありました防災風呂というふうな観点からも、建築は考えてございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 原田健資君。

○1番（原田健資君） 新しいのも考えてないということなんですけれども、今まで近くにあった便利な風呂がなくなって、残念がっている人は非常に多いと思うんです。既に今ある施設ももう使う考えはないということなんですけれども、そういうような、期待してるっちゃうか、近くに欲しいという人がたくさんいるっちゃうことを十分知っていただいて、庁舎建設が終わりまして、また周りにたくさん人が寄ってくるようなことになります。庁舎周辺の裏山を開発したらという声も、前の議会でありました。そういうんで、庁舎の近くに何か新しいもう一つセンターみたいなんをつくっていただきまして、将来的には風呂の再開、小さな風呂でいいと思うんです。近くに風呂が欲しいという人の声を十分認識していただいて、記憶しといていただいて、将来的にはもう一つ何か施設をつくっていただけたらというふうに思っております。ぜひこれを記憶にとどめていただきまして、将来につなげていただきたいと思います。これからの将来、庁舎周辺をもっとよくしていきたいという住民の人がたくさんいます。その周りの周辺の整備もあわせて考えていただきますようお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（出口治男君） 1番原田健資君の一般質問が終了いたしました。

次に、4番森本節弘君の一般質問を許可いたします。

4番森本節弘君。

○4番（森本節弘君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、4番、志政クラブ森本節弘、一般質問を行いたいと思います。ちょっと時間早かったんで、準備がなかなか間に合わなかったんですけども、始めたいと思います。

今回の質問は、環境対策が1点と、2問目がケーブルテレビ放送についての今後のことについてお伺いしたいと思います。

1点目の環境対策なんですけども、今回26年度予算の中で、特別会計のほうで今7件ありまして、99億5,000万円ほどの特別会計事業費出ております。この中で、25年度までの間にもう一つ特別会計ございまして、特定環境保全公共下水道事業の事業費が26年からは計上されないということで、ちょっとこの点を主にお伺いしたいと思います。

特定環境保全の公共下水道事業に関しては、115万円の一般会計からの繰り入れで、市場町の公共下水道地域の公債費を償還してまいりました。これが25年に終わりました。2問目に書いてあるんですけども、この地域の下水道の今後の事業をどういうふうにやっていくかっていうことが1点、主の質問です。それに関して、あと1問目の阿波市污水適正処理構想基本計画の、これ23年に施行されて、今現在それでやっていると思うんですけども、これの今の計画、今後どういうふうに進めていくのか、現在どういうふうに進められているのかをお聞きしたいと思います。

これはもともと污水处理の基本計画なんですけども、旧町時代の阿波町に関しては処理基本構想が平成9年、それから市場町に関しては平成6年、土成町に関しては平成11年、吉野町に関しては生活排水処理基本計画として9年に実施されまして、合併後阿波市の検討委員会を立ち上げて、この4町の構想を持ち寄って組み立てたように記憶してまします。これも検討委員会で、污水处理の基本検討委員会なんですけども、ちょっと調べたところ、平成18年に第1回目を行いまして、5回行っております。それで、24年3月には検討委員会で大体の構想計画を出しまして、現実23年からその基本計画をもとに今の処理計画が進んでいるかなというところで。

質問なんですけども、第1問が阿波市の污水適正処理基本計画をどのように今現在進めているのか、今後どういうふうを考えているのかと。2問目の特定環境保全公共下水道事業の認可区域内、市場町の認可区域内の合併処理浄化槽設置の補助金等のこれからの対応。それと、3点目としまして、これ一緒の答弁で構わんですけども、吉野町の農業集落排水の加入率の向上です。今現在、今までのいろいろな委員会の中でも出ましたよう

に、吉野町に関しては、ちょっと集落排水の加入率がとまっていると言うたら何ですけども、現実に公営住宅の中の下水処理に関してそれがつなぎ込めてないんで、加入率が低いってということで、今回住宅取得計画の中で、東条団地に次いで、また野田原のほうも来年、再来年と住宅計画が出ております。それに対してのつなぐのもできると思うんで、そういう部分での加入率の向上についてもちょっとお伺いしたいと思いますので、答弁よろしくをお願いします。

○議長（出口治男君） 石川市民部長。

○市民部長（石川春義君） おはようございます。

森本議員の一般質問で、1項目の環境対策についてということで、1番目が阿波市污水適正処理構想基本計画をどのように進めるのか、2番目に市場町特定環境保全公共下水道事業の認可区域内における合併処理浄化槽設置補助金は平成26年度からどうなるのかと、それと3番目に吉野町農業集落排水事業の加入率の向上についての考えはということで、ご答弁させていただきます。

初めに、阿波市污水適正処理構想の基本計画をどのように進めるかでございますが、污水適正処理構想は、トイレの水洗化のみならず、河川などの公共水域への水質保全を図り、市内全域の污水处理施設等の整備を効率的かつ適正に進めていくものでございます。本市の基本構想は合併前の旧町時代からの構想を引き継いでおりまして、阿波町は農業集落排水、市場町は公共下水道、土成町は公共下水道と農業集落排水、吉野町は農業集落排水となっております。

今後の整備方針ですが、阿波市全体を見ますと、集落が点在している農村型のまちでございまして、公共下水道事業はなじまないため、今後の人口動態や費用対効果並びに財政状況などを鑑みますと、従来どおり個人設置による合併処理浄化槽整備事業で対応させていただくようになると思います。そのためには、平成22年度の阿波市污水处理構想の見直しと、排水路の整備が最重要課題と考えております。市といたしましても、今後の県構想の見直しに合わせまして、市の実情に見合った構想基本計画を作成したいと考えておりますので、市民の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

また、市場町の公共下水が平成26年3月31日をもちまして事実上の事業廃止を迎えることとなります。これまで事業に係る申請方法が書類提出のみでございましたが、平成24年度からは污水处理に係る事務事業全般が県との協議方式となっております。事業廃止に当たりましては、県に対しまして旧町時代からの経緯を申し添え、これまでの調査検

討の結果、集落が点在している阿波市には公共下水道事業は難しいのではないかと、そういう趣旨の資料を今後県のほうに提出してまいりたいと考えております。

次に、市場町特定環境保全公共下水道事業の認可区域内における合併処理浄化槽設置整備補助金は26年度からどうなるのかということですが、徳島県水・環境課に新年度補助金についてお聞きしたところ、徳島県汚水処理事業計画との整合性から下水道事業が廃止となるため、平成26年度からは、認可区域内の個人設置整備事業については国、県の補助金の対象となるという回答をいただいております。

最後に、吉野町農業集落排水事業の加入率の向上についての考えはでございますが、農業集落排水事業は吉野町的一条西地区と柿原東地区の2地区で行われております。地区別の加入率は、一条西地区が56%、柿原東地区が88.8%です。柿原東地区につきましては、ある程度進捗してるとは思われます。加入率が低い一条西地区につきましては、野田原団地が61戸、大野神団地が41戸が計画区域内にありますが、水洗化がされておられません。住宅課による阿波市営住宅ストック総合活用計画では、建てかえの計画があるようでございます。完成時に接続をする予定であり、加入率も上がるとは考えております。

最後に、今後も未加入者の現状を把握し、個別訪問や文書による加入促進の向上に努めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 森本節弘君。

○4番（森本節弘君） 至急、もっと練り直しというか、排水計画を再度練り直すというか、もう一遍立て直すべきだと私思うんです。今も部長答弁いただいた阿波市の汚水処理構想の見直しっていう、排水路絡んできますんで。今の答弁聞きますと、下水道も、あと集落排水等々も、これからの汚水構想には入っていかないだろうと。合併浄化槽で対応していかざるを得ない、全市がそういうふうになってくるだろうというふうな答弁だと思います。合併浄化槽で対応するには、あと先ほどの原田さんの質問にもあったように、今までは側溝の排水計画や整備計画を、今建設課のほうで大まかなとこで排水計画、その整備計画をまとめていただいていると思います。吉野町低水位域の低いほうから順次出していったって、前回の答弁では、今年吉野町のほうの計画が出るんかなっていうふうには聞いておるんです。これとマッチするような、合わせれるような処理計画を立て直したほうがいいんじゃないかと思っておりますので、至急頼みたいと思います。

なぜかという、この排水計画を23年からこっちへ向いて、阿波市の処理計画って

うのはほとんど変わってなくて、汚水処理構想とは阿波市内のそれぞれの地域の汚水処理をどのような方法で行うかを地域ごとにその実績に応じて、合併浄化槽、農業集落排水事業、公共下水道等の汚水処理方法の中から、どの方法で処理するかが最も効率的であるかをまとめられてるんですよ。ということは、ほとんどの地域は合併浄化槽で対応しなきゃいかんとを農業集落排水、公共下水道とも設置がちょっとできないというところで進んでいるんで、全体を練り直さんと、ちょっと庁舎のほうに昨日も聞いたんですけども、庁舎のほうも立地的に鶯谷のほうに合併浄化槽で流せるっていうところでクリアできた。今度東条団地、今壊されてるんですけど、東条団地もこの旧の阿波町の処理構想見よったら、公共下水道で一応計画しとった地域みたいです。現実には下水道はできないからそのままになって、東条団地のほうも前に伊沢田にありまして、そっちのほうに下水処理できるんで、県のほうの認可とか許可もとれたっていう状態で進みます。吉野町の場合は、集落排水がもう近くまで来てますんで、そっちのほうにつなぎ込むことによって加入率も上がってくるし、そういう当初の目的が達成できるような状態になってきます。

あと、住宅ストック計画に関してちょっと聞いておるところによると、10年ぐらいの計画で、今度土成町とか市場町のほうになります。これ汚水計画をきちんとやって、そういうふうな対応ができるような状態をつくっとかんと、今度団地ないし公共施設を建てる時に、ちょっとそういうところで立地によっちゃ建てられないところも出てくるんじゃないかとかと思いますんで、至急もう一度練り直して、構想を立てていただきたい。変更よね、逆に言うたら。それで、汚水構想をもう一度やってほしいと思います。

1番の公共下水道の地域の課題に関しては、ちょっと周知していただきたいっていうのは、合併浄化槽を今までその地域の人は補助金を受けられないっていうことで、合併浄化槽の補助金の財源内訳ちゅうたら、国費が3分の1と県費が3分の1、市費が3分の1で成り立ってんですけども、3年ぐらい前まではこの地域もそういうふうな補助金を受けられないというか、設置ができないちゅうところで、自費っていうことになっておったんですけど、3年ぐらい前に市のほうで、市の補助金として100%ほど出していただいています。これは今回そのうちの公共地域がそういう地域から外れたっていうことで、県のほうで申請していただいたら補助金のほうを受けられるっていうことで、そういう地域の方で、市のほうの一般財源のほうも節約できるし、申請のほうもそういうふうになるんですよちゅうことを周知していただきたいと思います。

ちょっと再問って言うたら何ですけど、もう一遍、22年度策定の汚水処理計画の見直

しなんですけど、一応見直しというふうに今答弁いただいたんですけど、現実どうでしょうか。近い将来なんですけど、その見直しの時期っていうもんを考えてるでしょうか、部長。時期ですね、そういうのを踏まえて。

○議長（出口治男君） 石川市民部長。

○市民部長（石川春義君） 見直しにつきましてご答弁させていただきます。

今建設課のほうで基本構想、排水路基本計画を策定中でございます。その中で、一応汚水の排水処理施設が使えるかどうか検討したいとは考えております。ちょっと時期については来年度以降みんなで考えてやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（出口治男君） 森本節弘君。

○4番（森本節弘君） なるべく早い時期に、もう一度立てていただきたいと思っております。何遍も繰り返すんですけども、排水計画と汚水、これ一つで考えて全体的に、阿波市全体、これからやっぱり水じゃわね。阿波市のほうの整備も水、排水、汚水含めて、水処理っていうところはかなりの部分で阿波市の課題かなと思っております。汚水っていう部分も実際言うてお金かかりますんで、なかなか下水道とかというふうな部分で進まないだろうというふうに思います。ほんで、今建設のほうで排水計画を立てていただいとんで、それと調整しながら、早いとこ検討委員会立ち上げて、これから阿波市のほうの中でもほの仕事をしていく部分に対しても、その水処理っていうところがかなり影響してくると思うんで、お願いしたいと思っております。

第1問はこれで終わります。

次の、第2問目に入ります。

ケーブルテレビ放送についてなんですが、財政的なケーブルの意味でなしに、前回デジアナ変換にかかわったときに、22年の9月議会で、その当時の藤井、今の政策監が総務部長のときに、デジアナ変換器の取り付けに関して質問させていただいて、今のデジタル放送に23年7月に移行するまでの間に各家のテレビに個別にデジアナ変換器をつけて、各家庭の負担が要るんをもうちょっと軽減ができんかということで、ACNの、うちのケーブルのもとにデジアナ変換器をつけていただいて、それを対応していくと、デジタル化の。アナログで映るように。それからもう3年たちます。その3年、来年の3月ですか、もう完全にデジタル、放送法にもよるんですけども、完全に移行しまして、そういう部分ももうデジアナ変換を使えなくなると。使えなくなるといふか中止というふうになるんで

すけども。

ちょっと聞きたいんですが、あと一年に対して、ここにも出してあるように、デジアナ変換器の視聴が27年3月に終了するんですけども、これの、今デジタルにかえられてるところはもう出ないんですけど、まだアナログで見ようとは下にまだずっとテロップ出てます、27年3月で。まだうちにも1台あるんですけど。テレビ買い換えようかなっていうと、ほとんど買い換えは進んでると思うんです。消費税もこの3月をもって8%にも上がるし、テレビ買い換えとこうかっていう人もおられると思うんですけども。こういう部分で、今ケーブルのほうで、そういうふうな今設置されとうとこのお宅の情報、そういうふうな今アナログのテレビをまだお持ちなんかどうか、またそういうふうな買い換えの調査とかしているのか。またそれと、あと一年で完全移行されるんで、もうちょっとわかりやすい周知をしたほうがいいんじゃないかと思ひまして、2問目の質問を出したんです。

1問目のケーブルテレビのデジアナ変換の視聴が平成27年3月末で終了するが、今後の対応と、2問目のケーブルテレビの使用方法、ケーブルテレビというよりも2チャンネルのACNの放送とか、そういうふうな今回のこのケーブルを庁舎内でどのように利用していくか、またどういうふうな計画持とうかちゅうとこを聞きたいんです。銀行とか病院とか行ったら、今デジタルの画面の大きなやつ置いて、そこの情報が得られるように、市民の方、一般の来客の人に対応しよんですけども、今度新庁舎になったらどういふふうに庁舎内で活用していくのかっていう、この2点ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（出口治男君） 井内総務部長。

○総務部長（井内俊助君） 森本議員のご質問、2項目めでございます。

ケーブルテレビ放送について、私のほうからは1点目のケーブルテレビ、デジアナ変換の視聴が平成27年3月末で終了するが、今後の対応はどのようになるかということについてお答えをさせていただきます。

総務省は電波の有効利用のため、平成23年7月に地上波アナログ放送を終了し、テレビ放送のデジタル化を図ったところでございます。このことに伴いまして、地上波アナログ放送終了後も使用可能なアナログテレビを継続して利用したいという視聴者の要望への対応、また2台目、3台目を含むアナログテレビの買い換えなどに対し、視聴者の経費負担の平準化などに寄与することを目的といたしまして、ケーブルテレビへのデジアナ変換の暫定的導入について、積極的な取り組みを行うよう、総務省からの要請がありました。また、この件につきましては、先ほども申し述べられたように、平成22年第3回定例会

において、議員からのご質問もいただいたところでございます。

本市におきましても、総務省からの要請も踏まえまして、デジアナ変換サービスを平成23年7月1日から前倒しして導入し、加入者負担の軽減やデジタル化へのスムーズな移行につなげてきたところでございます。

しかしながら、このデジアナ変換サービスは、国の定めるところによりまして、平成27年3月末をもって終了することとなります。このことを踏まえ、現在日本ケーブルテレビ連盟より依頼がありまして、ヒアリングによるデジアナ変換受信自治体調査を行っております。現時点では95世帯実施をしておりまして、回答内容といたしまして、テレビの総数が324台、このうちアナログテレビが50台となっておりまして、約15.4%の世帯がアナログテレビを使用をされております。しかしながら、アナログテレビのみの世帯は1世帯となっておりまして、その方についても今後買い換え予定ということになっております。

デジアナ変換サービス終了後のアナログテレビで地上デジタル放送をごらんいただくには、デジタル放送対応のチューナーを購入するか、デジタルテレビに買い換えるかの2つの方法がございます。本市といたしましては、このデジアナ変換サービス終了に対しまして、加入者の方の混乱を避けるため順次周知を行っているところでございます。具体的には、テレビ画面上部へのデジアナ変換の告知ロゴ、またテレビ画面下部への告知スーパーの挿入や自主放送チャンネルでのデジアナ変換サービス終了告知スポットCM、このほか市ケーブルテレビネットワークホームページでも周知を行ってまいりました。デジアナ変換サービス終了を1年後に控えまして、今後におきましても、広報阿波への掲載とかチラシの配布等によりまして、加入者の皆さんに混乱を来さないよう、より一層の周知広報を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 出口庁舎建設局長。

○庁舎建設局長（出口芳博君） 森本議員のケーブルテレビ放送についての2点目のご質問であります新庁舎内、支所内でのケーブルテレビの視聴はどのように考えているかにつきましては、庁舎建設局のほうからご答弁させていただきます。

新庁舎におきましては、1階メインエントランスを入ったすぐ右側に、市民の皆様が気軽に立ち寄れる場所として、椅子やソファを配置した市民情報スペースを設けております。ここでは、情報発信のもととなります各種パンフレットや冊子類、ポスター、パソコ

ンなどを陳列、あるいは掲示をいたしまして、市政情報や生活情報など、市民の皆様にとって身近な情報を提供していきたいというふうに考えております。また、その一角にはテレビを設置いたしまして、来庁された方もケーブルテレビの自主放送や文字放送が視聴できるようにもしたいというふうに考えております。

なお、支所におきましては、事務所内でのテレビの視聴は可能でございますが、来庁者の方が見れるようなテレビの設置は現在のところ考えておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（出口治男君） 森本節弘君。

○4番（森本節弘君） デジアナ変換器をACNのもとでつけて、3年ぐらいの時間でテレビの買いかえとかができたら、かなり助かったと私思います。一般にテレビ1台だけでなしに、その当時ほの1台のデジアナ変換器を基本のどこを映すだけでも4,000円、5,000円、BSとかの部分映すのを1台につき2万円も3万円も要するような、そういうふうな変換器だったんです。それが、もとでつけていただいて、それを徐々にこうして行って、市民の人も負担が軽かっただろうし。ただ、テレビの放送法とか、あとデジタルに移行するに当たって、テレビっていうものが情報交換の場になって、今デジタルにすることによって、テレビだけでなしに、昨日質問出とったように、双方向で市のほうとか住民の市民の方とのつながりもできるようなテレビにもなってますし、そういうところで、これからもっともっと違う利用もできてくると思うんで、今デジタルになったテレビによって、ACNもそういうふうに進むべきだろうし。

私もイメージ的には庁舎の中で待っている人が広報しているやつを大画面でそういうふうなところで見たり、気づかない情報がそこで見れたりするようなイメージで大きな画面なんかも設置するのかなと私は思ってるんです。個人的なもので庁舎の中でなかなか使うっていうふうなものにはならんのだろうけど、行く行く、この間もあつたように、独居老人のほうの人を見守るにもそういうふうなテレビ使つてるとこもあるみたいで、これなかなか難しいと思うんです。今市の職員の方も390人とか400人足らずでやっとう中で、なかなかそういうふうな対応でそういう部署をつくったら、また人が要ったりして、それで対応はなかなか難しいかもわからんですけど、そういうふうな情報が交換できるようなものになってますんで、ここも考えていただいて、庁舎のほうで活用していただきたいと思います。

それと、あと一年で終わるアナログ放送のデジタル変換器のスムーズな切りかえが行われるように、周知していただきたいなと思います。

今回2つでちょっと結構早かったんですけども、昨日も市長が答弁していただいたように、阿波市のイメージなんですけど、阿波の市章、水と緑と光とかなど。イメージ的に、阿波市のイメージがやっぱり水、緑、光、太陽ですよね。市章にあらわれておるように、緑は阿讃の緑があり、青は吉野川の水の青があって、そしてさんさんと降る太陽が、あのイメージの市章かなと思っています。

さっき1問目に出した水を守る部分、今回市長も答弁いただいたんですけども、光っていう部分で、光を見せたい観光っていうところで市長考えられると。それはいろいろあるんですけど、1つは太陽光発電なんかも光を見せる部分の阿波市のカラーを出す部分じゃないかなど。1つの問題は水なんですけども、水の処理が今一番困ってますよね。阿波市の、さっきも言うたように、重点課題になってきますんで、排水含めた汚水もこれからもっと力を入れる、お金のかかるとこと思うんです。ここも今の段階で、連携して進めていただきたいなと。そういうふうな情報をまたACNで流していけるような方向で組み立てていっていただきたいと思ひまして、今回の2つの質問をしました。市長おっしゃるように、この市章のように阿波市を水と緑と太陽のまちと、そういうふうなイメージでつくっていただきたいと思ひます。

今回の質問は、この2点で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（出口治男君） これで4番森本節弘君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時17分 再開

○議長（出口治男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番松永渉君の一般質問を許可いたします。

8番松永渉君。

○8番（松永 渉君） 8番松永渉、議長の許可を得ましたので、一般質問を始めたいと思ひます。

今回の質問は、阿波市の将来像「あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間・阿波市」実現のためには、人口減少に歯どめをかけ、住民福祉の向上とそれを支える住民所得の向上

をさせなければならないという観点から質問をします。

まず1点目に、阿波市の教育についてであります。

阿波市は、急激な少子化が進む中、阿波市独自の20年後の親育て教育に取り組むべきと考えますが、答弁を求めます。

私は、今年の成人式に出席して、成人式を迎える人が416人いることを知りました。それと同時に頭に浮かんだことは、平成24年度の阿波市の出生率199人です。20年間で出生数が半分になっているということでもあります。そこで、少し調べてみますと、阿波市全体での中学生1学年当たりの平均生徒数は、平成13年435人、平成25年339人、現在の出生率を考えると10年後には230人前後となります。20年間で約200人の子どもが生まれなくなっています。これは、阿波市の子育て力が危機的状況にあり、非常事態と言っても過言ではありません。教育委員会としては、20年後の親育て教育を最重要課題として早期に取り組むべきではありませんか。

また、阿波市は、小学校10校、中学校4校を40億円以上を投入し、耐震改修しました。この学校施設では、1学年400人から500人を教育することができます。現在は約330人しか生徒がいません。10年後には230人前後となります。耐震改修した学校施設は生徒数が半分となり、過大施設、過剰投資、税金の無駄遣いとなる危険性があります。この問題は、学校施設だけではなく、新庁舎、交流防災拠点施設、給食センター、幼保連携施設など、あらゆる行政施設の問題であります。少子化に歯どめをかけ、これらの施設の利用者をふやし、十分に活用し、市民負担を軽減するためにも、市長部局はもとより、教育委員会でも、人口減少対策として20年後の親育て教育を最重要課題として取り組むべきではありませんか。答弁を求めます。

○議長（出口治男君） 坂東教育長。

○教育長（坂東英司君） 松永議員、阿波市の教育について、20年後の親育て教育の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

現在日本は、急激に少子・高齢化が進んでいます。厚労省の人口推計によりますと、今から26年後の2040年の徳島県の人口は57万人で、高齢化率40%、阿波市の人口は2万5,500人で、高齢化率は42%と予測されております。その時代に、社会人として、市民として、親として、どのような生き方をするのかを問うこと、つまりそれを見越した社会人を育てるための学校教育が非常に重要であるとの認識により、それを20年後の親育て教育としてのご質問であろうかと考えます。

どういう市民像を目標にするのか。私はそれを本市の将来像「あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間・阿波市」に求めたいと思います。一人一人がしっかりと自立した社会人となり、個々の生活を営む。それが、自分の花を咲かせるということ。そうした人々が集まって、安らぎのある空間を、思いやりのある社会を創造する。具体的には、阿波市民憲章に示されている5項目、すなわち、気持ちのよい挨拶をし、笑顔いっぱいのまちをつくります。自然や公共物を大切にし、清潔で美しいまちをつくります。誰にも親切にし、優しさのあふれるまちをつくります。元気いっぱい仕事に励み、人が輝くまちをつくります。趣味や特技を磨き、教養を深め、心豊かな文化のまちをつくります。この5項目を全ての市民が互いに実践し、協働、創造、自立のまちを目指すことが大切であると考えます。

学校教育におきましては、将来自立した社会人になるという意欲を高め、そのために必要な力を培う取り組みをさまざまな分野で行っています。例えば、社会科では国民としての権利や義務について、家庭科では家庭生活の意味や家族の役割などについて、学んでいます。また、道徳や特別活動では挨拶の大切さや人間の望ましい生き方を学び、総合的な学習の時間には、職業について調べたり、体験したりすることを通して、勤労の意義や大切さや生きがいなどを体得していきます。同時に、一社会人として自立して仕事を持ち、家庭をつくる人間としての基礎となる確かな学力の習得とともに、豊かな心や健やかな体を培い、知、徳、体のバランスのとれた生きる力を育む教育に尽力しているところでございます。こうした教育を継続して実践していくことにより、将来の家庭人、社会人としての資質を培い、向上させていくことができるのではないかと考えております。

2013年度版の厚生労働白書の15歳から39歳を対象にした意識調査においては、未婚者や収入が低い人、非正規雇用の人では、今の生活に対する満足度が低い傾向にあります。また、全体として日本の未来に対する不安の割合が高く、財政悪化で医療、年金の給付が下がり、税金や社会保険料の負担がふえ、経済が停滞し、生活水準が下がるなどと答えている人が目立ちます。20年後の親育て教育を考えると、学校教育の充実と同時に、若者の雇用の不安定さ、結婚や子育てのしにくさを解消し、少子・高齢化を克服するために、幅広い政策で若者を支援することも大変重要なことと考えております。

以上、答弁といたします。

(8番松永 渉君「議長、ちょっと休憩をお願いします」と呼ぶ)

○議長（出口治男君） 小休いたします。

午前11時26分 休憩

午前11時27分 再開

○議長（出口治男君） 再開いたします。

松永渉君。

○8番（松永 渉君） 1小学校当たり1学年が20人を切ると、学校の崩壊、地域の経済の崩壊が始まると言われています。学校そのものの先生の数ももう減らしていかないかんというような状況まで追い込まれてますので、子どもの数がふえるような対策を打ってほしいなと思っています。

ちょっと話変わるんですけど、現在徳島県は、震度8以上の南海トラフ巨大地震が30年以内に70%の確率で発生されると。多くの防災対策が行われています。阿波市の防災計画では、死亡者の想定が100人となっています。これを今後30年間、7割の確率で計算しますと、死亡者推定は1年間2.3人となります。しかし、出生数は20年間で既に毎年200人が生まれなくなっています。阿波市では、結婚し、子どもを産み育てる子育て力が低下し、命をつなぐことができない状況が急速に進んでいます。教育委員会は、結婚し、子育てすることが人生の夢や希望となる価値観や命をつなぐことの大切さを教える教育、20年後の親育て教育を最重要課題として、早期に取り組むことを要望しておきます。

次に、住民福祉についてであります。

阿波市においては、家庭育児、介護手当の創設など、家庭育児、介護支援を拡充すべきではありませんか。答弁を求めます。

私は、保育所や介護保険制度はなくてはならないと思っています。ただ反面、保育所や介護保険制度ばかりに税金をつぎ込むと、親子を引き離すこととなります。保育所では保育時の低年齢化が進み、3歳から保育所に預けていた親が、今や2歳、1歳、ゼロ歳から保育所に預けるようになりました。預けられたゼロ歳児や1歳児は、1週間から1カ月泣き通すと言われています。大切な人格形成期に、幼子の心は傷つかないのでしょうか。20年後、親となって子どもを産み育てる障害にはならないのでしょうか。

また、介護施設へ入居して20万円の公的資金が利用でき、家庭介護が0円なら、家庭介護をする人はいなくなります。このことが親子のきずなを薄れさせ、親が子の面倒を見る、高齢になり、子が親の面倒を見ることができない社会となります。そして、子どもを

産み育て、命をつなぐことさえ難しい国になりました。

また、行政サービスの半分を借金に頼ってる国の財政状況の中で、財政負担が大きくなります。育児や介護サービスを受ける本人のことを考えれば、幼子が親から離れることを希望しないし、また高齢者が住みなれた家から離れて介護施設に入りたいと思わない人はたくさんいます。幼児や高齢者が家庭育児、介護支援を拡充することによって、家庭育児、介護ができるようになれば、親子のきずな、家族のきずな、3世代交流による地域のきずなもできる。このことが20年後の親育てや地域力の向上にもつながる。また、保育所や介護保険施設の経費削減にもなる。阿波市は家庭介護支援を拡充すべきではありませんか。答弁を求めます。

○議長（出口治男君） 林健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 正二君） おはようございます。

2点目の住民福祉について、8番松永議員のご質問にお答えします。

家庭育児、それと介護支援の拡充についてであります。

答弁の前に、冒頭議員も議会事務局でおいでたときに、私もまず家庭が大事、家族が大事という観点のもとで思いを持っておりますが、行政側の答弁とさせていただきます。

阿波市では、子育て支援としまして、児童福祉法の規定に基づきまして、保育が必要な子どもが、心身ともに健やかに育ち、さまざまな人と出会い、かかわり、心を通わせながら成長していくために、乳幼児期にふさわしい生活の場として、市内に11カ所の公立の保育所を設置しております。平成26年1月現在では、643名の乳幼児の方をお預かりして保育をしております。通常保育以外にも、保育所に入所されていない児童で、保護者の就労形態に伴う一時的な保育、または保護者の疾病等により一時的にお子様をお預かりする一時保育も実施しております。

また、保育所に入所されていない子どもと保護者等を対象といたしまして、子どもたちが自発的に遊べる場所を提供し、専任の保育士による子育てに関する相談や情報交換などを行う子育て支援センターを市内2カ所で運営し、子育て家庭への支援を行っております。1カ所が市場子育て支援センター、登録者が121名で、平均15組ぐらいが利用しております。その場所には松永議員もボランティアで参画していただいておりますので、またよろしくお願ひしたいと思います。土成子育て支援センターにおきましては、登録者が84人で、1日平均8組程度利用しております。入所対象児童でない方は、自宅等において家族が保育するということとなりますが、家族の疾病等で緊急に保育

が必要な状況が生じた場合の一時保育の利用や、先ほど言いました子育て支援センターの利用はできます。

保育所に入所しないで家庭で保育をしている家族に対しまして支援できないかということではありますが、乳幼児期は子どもが生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であります。できれば3歳ぐらいまでは家族で見たいのですが、就労形態、家庭の状況に応じて、いろいろ今の現時点では難しいと思います。子育てにつきましては、父母、その他の保護者が、第一義的責任が有する者という基本的な認識のもとで、先ほど言いましたが、家庭の保育が第一とは思っております。

また、保育所は就労、家庭の状況等で保育に欠ける乳幼児をお預かりしていますが、保護者からは前年度の所得税額で算定した保育料も徴収し、応分の負担をいただいております。阿波市としましても、これ以外にも最近できましたファミリー・サポート・センター、以前からあります学童保育、乳幼児等医療費助成制度、出生祝い金事業等の各種事業を支援策として展開しております。

以上のことから、家庭において保育している家族への支援ということではなく、各種の子育て支援事業を総合的に実施していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、介護支援の拡充についてであります。

現在阿波市の介護保険の1号被保険者は1万2,145人、65歳以上の方でございませ、なっています。そのうち、介護認定を受けている方は2,607人です。要支援1から2の方が598人、要介護1から5の方が2,009人。この方たちについて、介護度の違いにもよりますが、それぞれの介護サービスを受けております。施設に入所してのサービス、また自宅においての介護サービスを受けながらの生活、自宅においては、訪問介護、通所介護、いろいろサービスはあります。現在高齢者が要介護状態になり、在宅で生活を行っていく場合、家族などの支援が必要であり、家族の介護負担は大きくなります。そのために、認知症等がありますが、平成12年の介護保険制度が創設されました。在宅での介護についても、家族の介護負担の軽減のため介護度に応じて、先ほど言いました訪問介護や訪問看護、通所介護サービス、福祉用具の貸与、住宅改修などのサービスを認定者1割負担で利用できる制度でございませ。

このような状況から、家族への支援につきましては、介護保険制度によるサービスを利用することで援助をすることになっております。家族への直接的な経済的支援を行うこと

は、介護保険制度上なかなか難しいと考えております。今後におきましても、自宅における介護については、それぞれの状況に応じた介護サービスを利用いただき、本人及び家族の負担を軽減していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 松永渉君。

○8番（松永 渉君） 今家庭育児支援、支援センターなどもあるということでありませう。僕ちょっと答弁の中で一番聞きたかったんは、一義的責任は保護者にあると。福祉の者がこれ言うと、絶対子どもなんかふえないですよ。行政とか政治家は国の宝、国が一義なんです。子ども相当ふやそうと思ったら。福祉の立場が、親が見るんやという話になってきたら、本当に宝、見てください、社会保障ってある。今どんどんふえて、いっぱいになってきてますわ、社会保障。だけど、あそこって子育て、年金、医療、介護ありますよね。これって昔女性が皆、家庭で持った部分なんです。だから、銭が一番ようけ使われよんじゃけど、そこの人件費は皆たかひよってすんどんです。それが、今の価値観なんです。出発点なんです。それはおまえらがするもんじゃと全部押さえ込まれるんです、福祉が。福祉に携わる人がそういう言い方はまずしいと思います。

それから、さっきから言うように、ちっちゃい子を保育所へ預けたり、お年寄りを預けたほうが、20万円の介護支援を受けて、銭をもらって仕事に行けるやという感覚で進めていくと、税金で親子を引き離す。だったら、税金で親子のきずなをつくることも考える時代やと僕は思ってます。

それで、再問ですけど、1月の徳島新聞に、家族のきずなと老後生活に関する調査っていう記事がありました。その中で、40代と50代の男女で、将来配偶者に介護が必要になった場合、経済的に耐えられないと考える人が74%に上ると書かれていました。働く盛りの夫婦が、互いに介護することさえできない時代になりました。日本は、子どもが生まれない、親の面倒が見れない、夫婦が助け合えない国になってしまった。

私は、保育所も介護施設もなくはないと思っています。ただ、家で幼子を育てたり、3歳までだったら多分阿波市の場合は半分いますよね、まだ。家庭で育てられてる方。住みなれた家で老後を過ごしたいと思う人はたくさんいます。これらの人が同じ公的負担の中で、施設で生活するか、家庭で生活するかを選択できるようにしたい。

保育所で1人当たり月8万円の税金が投入されているんなら、家庭育児手当8万円を支給する。介護施設で1人当たり20万円の公的負担が必要なら、家庭介護手当20万円を

支給する。私は、保育所や介護施設で投入されている公的資金と同じ金額を家庭育児や介護支援に投入されるなら、家庭育児、介護する人はふえます。それで、親と離れて泣き通す幼児が減り、住みなれた家で家族と生活できるお年寄りがふえるなら、親子のきずなは深まると思います。親が子の面倒を見る、高齢になり、子が親の面倒を見る。支え合いの心を育て、若者が結婚し、子どもを産み育て、命をつなぐことができる社会構築のためにも、家庭育児、介護支援の拡充を国や県に要望すべきではありませんか。答弁を求めます。

○議長（出口治男君） 林健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 正二君） 再問にお答えします。

先ほど第一義的っていうことでちょっと発言しましたが、先ほど松永議員がおっしゃっていたように、私も家族制度を第一に考えております。昔に返り、実際であれば、親が子どもを見、子どもが親を見る、それが原点とっておりますので、先ほどの発言の中には行政的な立場でちょっと言わせていただきましたが、ちょっと言葉が足らず、失礼いたしました。

先ほど答弁させていただきましたが、子育て、保育、それと介護につきましても、いろいろな観点で制度ができた経緯がございます。議員おっしゃるとおり、実際ご家庭で見られる方に支援をとということでございますが、阿波市単独で要望を上げるわけにはいかないと私は考えております。県下、また全国的な介護保険制度、子育て制度につきまして、いろいろな観点で、今阿波市が幸い26年度に介護保険の見直し制度計画、それと子ども・子育て会議の中で子ども・子育て支援の見直しをしております。今日ご提案いただいた内容で、可能な範囲であれば、横に市長もおいでますが、市長会、それと議長会の中で、県下の自治体とも相談をした上で、ご提案いただいたものがどうしても必要であるというのであれば要望を上げていきたいと考えておりますので、ご答弁になったかどうかわかりませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（出口治男君） 松永渉君。

○8番（松永 渉君） 何か本当に子どもをふやそうと思ったらね。周りの市の行政との整合性ばっかし言うて、本当に一番大事な部分から逃げてるような気がするんですよ。本当に子どものためにどうしたらええんか。ほんまに要望を出すときにも、後でこの問題も出てきますんで、話しますけど。

私が生まれた60年前、阿波市全体で年間1,000人以上の子どもが生まれていまし

た。現在は200人です。なぜ800人もの子どもが生まれなくなったのでしょうか。戦争や大災害もなかったのに、なぜ800人も減少したのでしょうか。この間、国内総生産は、実質GDP1.1倍に、名目GDP5.5倍に、給与は1.1倍に上がって、買える品物は5.5倍にもなった。特に世界でも高度な経済成長をした。しかし、生まれてくる子どもの数は2割になりました。悲しいかな、経済成長が一つの原因だと思います。政治は経済成長と生活保障のバランスをとること、産業振興と住民福祉のバランスをとることが仕事であります。ただ、今は人づくりのための物づくり、命をつなぐための経済成長を進める時代だと私は思います。阿波市は、人口減少に歯どめをかけ、命をつなぐまちづくりに取り組むことを要望しておきます。

次に、行政改革についてであります。

保育士や幼稚園教師の臨時職員の正規化について。阿波市は、地方公共団体の責任において、臨時職員の正規化に向けての給与改革に取り組むべきではありませんか。答弁を求めます。

現状を見ますと、幼稚園教師の約58%、保育士の62%が臨時職員であります。給与に関しては、正規保育士平均給与、月35万1,800円、臨時保育士、月15万円となります。身分保障などを勘案すると、臨時職員の生涯賃金は正規職員の3分の1になります。また、長年にわたり、臨時職員が正規職員と同じ仕事をしている人もたくさんいます。このような状況の中、地方公共団体の責任において、臨時職員の正規化に向けての給与改革に取り組むべきではありませんか。阿波市の責任において取り組むべき理由を4点述べますので、阿波市の見解をお聞かせください。

まず1点目に、臨時職員は、地方公務員法第22条、1年以内になくなる職の規定によって任用されています。幼稚園、保育所の約6割が臨時職員である以上、1年以内になくなる職業とは言えません。法令遵守は公務員の責務と思いますが、違反してませんか。答弁を求めます。

2点目には、臨時職員の中には正規職員と同じ責任と資格や能力を持って精力的に働いている人はたくさんいます。同一労働、同一賃金の労働の原則を守り、公正、公平な労働環境をつくり、不当な格差社会を是正するのが公務員の使命ではないんですか。見解をお聞かせください。

3点目には、人格形成期の保育や幼児教育を担う保育士や幼稚園教師は、一般事務職と違い、ルールにのっとって事務処理をするだけでなく、事務処理は無論のこと、その上に

時間と手間をかけ、愛情を注ぐことが必要な、公共が行う最も尊重される人づくりの仕事であります。子は親の背中を見て育つ。保育士は親であります。低所得や不安定な雇用状態で保育や幼児教育は行ってはならないと思いますが、見解をお聞かせください。

4点目には、阿波市は人口減少が急激に進んでいます。合計特殊出生率の低下の大きな原因に、非正規労働者の低所得、不安定雇用による既婚率の低下があります。全国的には正規雇用の半分といわれる非正規の既婚率を改善し、出生数を向上させる人口減少対策の観点からも、臨時職員の正規化に取り組むべきではありませんか。

以上、答弁を求めます。

○議長（出口治男君） 井内総務部長。

○総務部長（井内俊助君） 松永議員のご質問、3項目めでございます。

行政改革につきまして、保育士、幼稚園教師の臨時職員の正規化についてというご質問にお答えをさせていただきます。

現在阿波市におきましては、多様化、高度化する行政ニーズに対応するために、常勤職員のほか、臨時非常勤職員といった任用、勤務形態を活用いたしまして、組織において最適と考えられる人員構成におきまして、効率的な行政サービスの提供を行うことが重要であると考えておるところでございます。

臨時非常勤職員数につきましては、合併当時から比較しますと、全体で90名程度増加しておりまして、ご質問の保育士、幼稚園教諭につきましても、40名程度増加をいたしております。増加の理由といたしましては、子育て環境の充実として、0歳児の保育や障害児保育など、保護者の多様化するニーズに対応するために職員の加配を行ったことなども要因でございます。

本市の臨時職員につきましては、臨時的任用職員の取扱基準によりまして、地方公務員法第22条第5項の規定に基づく臨時的に任用する職員で、任期は1年と定められています。また、任用以外の処遇で、休暇や賃金等については、毎年予算編成時に近隣市町村の同一職種の動向を考慮して、検討しているところでもございます。経験年数等による給与の加算につきましては、職務の内容と責任に応じて報酬を決定するという職務給の原則からして、臨時職員の方がその任務を終えて同一の職務内容の職に再度任用されましても、職務の責任、困難度が同じである場合は、報酬額は同一となっております。

今後におきましても、臨時職員の方の労働意欲を低下させることがないように、また職場環境の整備を行いながら、近隣市町村の同一職種の賃金等を考慮して、検討していきたい

と考えております。今後、幼保連携施設の運営方法、保育所の民営化等の検討が必要となっております。保育士、幼稚園教諭の正規職員の採用につきましても、集中改革プランによる定員適正化計画等も合わせた上で、総合的な検討を加えながら、自治体に見合った組織、職員数とする必要があると考えておるところでございます。また、今後予想されます厳しい社会情勢の中で、財政状況等の変化に対応した職員数となりますよう検討していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 松永渉君。

○8番（松永 渉君） どうも余りええ答弁ではなかったように思いますけど。

これは、保育士の給与月額でございます。これは、保育所の給与月額の4例を提示しています。（資料を示す）1から4の給与月額は、どんな状況で働いてる保育士の平均給与月額ですか。答弁を求めます。

2点目には、なぜこれほどの格差ができるのですか。原因は何なんですか。答弁を求めます。

3点目には、法律を遵守し、公正、公平な社会を構築することが公務員の使命であります。この格差をどうすべきと考えているのか、全体の奉仕者、公務員のトップ、部長の見解を求めます。

また、幼稚園教師、保育士の約6割を占める臨時職員をつくり出した責任は誰が持つのですか。全国では、臨時職員の正規化に、経験年数、責任の重さ、能力に応じて、一般非常勤、主任非常勤、統括非常勤の3層方式による昇給制度を導入したり、任期付短時間勤務職員制度を活用し、一般給与条例を適用、退職手当以外は全ての手当を支給してるところもあります。阿波市も臨時職員の昇給制度に取り組むべきではありませんか。答弁を求めます。

私は議員として、行政組織に、公務員の皆さんに、法律を悪用させる、公正、公平を放棄させる、幼児教育を見捨てさせる、臨時職員を踏みつけにさせる、そんなことはさせません。私たち議員は、公務員のすばらしい能力を市民のために発揮できる環境を整えるのが仕事だと思っています。少しでも、わずかでも、臨時職員の給与が昇給できる仕組みをつくと答弁することをお願いします。

○議長（出口治男君） 井内総務部長。

○総務部長（井内俊助君） 松永議員の再問にお答えをさせていただきます。

ご質問の内容が多岐にわたっておりまして、少し答弁漏れがあるかもしれませんが、前段にご了承いただきたいと思ひます。

まず、示されていただきました表についてですが、十分に今この時点で、どれがどの職種、どの立場のものかということは、私のほうでお答えができませんので、その点ご承りいただけたらと思ひます。よろしくお願ひいたします。

また、前段に、臨時職員の方の処遇等について、地公法の22条第5項についていうのを運用自体が少しおかしいのではないかというふうなこともお話をいただきました。ご指摘にありました保育士などの臨時職員の処遇の改善につきましては、本市だけでなく、県内各市町村、また全国の市町村の抱えている課題であると思ひます。本市においては、周辺自治体における同種の職員の処遇等を参考として、いろいろ考慮をしながら運用を行っておるわけですが、今後どのような方策があるのか、他市の事例なども研究しながら、対応していく必要があるのではないかと考えておるところでございます。

また、2点ほど、非正規の職員の方の昇格、昇給についてと、それと任期つき職員の採用制度ということについてのご質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

最初に、臨時職員の方の昇給制度についてでございます。阿波市で採用しております臨時職員の方の賃金につきましては、毎年当初予算編成時に近隣市の状況を調査した内容を検討いたしまして、決定をしているところでございます。先ほどもお答えをいたしました。が、臨時職員の採用につきましては、地方公務員法第22条第5項により、1年を超えない期間の期限つきで毎年選考試験により採用者を決定しておりまして、1年間の期限つき採用のため昇給制度は設けることはできないというふうにご考慮しております。

次に、任期付職員の採用をできないかということでございます。このところにつきましては、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律、この規定に基づきまして、条例で定めるところにより、任期付職員の採用は行うことができるというふうにはなっております。この任期付職員採用につきましては、一定期間内に終了することが見込まれる業務、また一定期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務など、制限がございます。このため、雇用の任期につきましては3年から5年まで規定することが可能となっております。が、現在本市におきましては、条例の制定ができていないということで、任期付職員の採用はできない状況でございます。先ほども申しましたが、今後臨時職員の方の賃金などの待遇改善につきましては、労働意欲の低下を招くことがないように、また子育てするならば阿波市というキャッチフレーズでもございます子育て支援が充実するよう、近隣は

もとより、全国的な事例を参考にいたしまして、調査研究を重ね、対応をしてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしく願いをいたしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 松永渉君。

○8番（松永 渉君） さっきから周りのまた行政組織との整合性ばっかし言われるんじゃないけど、行政組織を守るための整合性より、市民のため、法律や公正、公平な社会への整合性をとっていただきたいと本当に思います。

僕は、わずかでも、1,000円でも上げると、本当に働く意欲もできるし、一番大事な、ほんま公務員がすべき子育ての仕事しよんやけん、逆に正規がやめられて、削減して5億円浮きましたよね。ほんで、105人と指定管理で、臨時職員の給与が5,000万円ふえてきました。僕が言いよんは、5,000円を5億円にしてくれっていう話じゃない、5,000円を1億円にでもしてくれんかって。1,000円つけたところで20年で2万円、毎年1,000円ずつ上げてあげたって。そうでしょう。ほんで、これなんか見ると、この24万1,000円は、民間、いわゆる交付税措置で行われてる平均給与月額。したがって、15万円から30万円は、もう国から交付税措置でくれよる。だから、この金額はこの人たちが取れる金額なんよ。それが、じゃあこの間浮いた金額はどこへ向いていきよんですか。おかしいと思うんです。ほなけん、どないか、本当にわずかでも、少しでも昇給できる仕組み、確かに今まで質問してきて、手当とか改善していただきました、いろいろ。有給休暇とか。でも、昇給できないと、地公法22条っていつも使いますけど、これでみんなが精神的負担になっておるし、1年ずつで切られて、臨時の職員。

ただ、さっきから話しよんように、保育士とか幼稚園の6割を占める臨時職員をつくり出した責任は、議員にあるとも思います。私にあると思ってる。公正、公平なルールの制定と改廃を仕事にしている私たち政治家の責任である。政治家の仕事は、法令を遵守するとともに、公正、公平なルールの制定と改廃を行い、所得の再分配機能により格差社会を是正し、公正、公平な社会を構築することであります。

最後に、政治家の代表であります市長に質問をします。

臨時職員の正規化は、保育や幼児教育が人の命をつなぐ、最も尊重すべき公共の仕事と認め、子どもは国の宝と位置づけることであります。また、地公法第22条の法令を遵守し、同一労働、同一賃金の労働の原則を守り、所得の再分配による格差社会を是正し、公正、公平な社会の構築を進めるといふ公共の原点を再生させる行政改革であります。市長

の臨時職員の正規化についての見解をお聞かせください。

○議長（出口治男君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 松永議員の再々問の中で、保育所、保育士さんにとっていいんでしょう、臨時職員の待遇改善ということでのご質問です。

言われるとおり、少子・高齢化社会の中で、特に子育てについては、保育士さんの、この今現在の阿波市だけですけれども、これから非常に私も市長として残念な気持ちであります。正規職員と臨時職員の給与格差、これは今の法体制の中でいたし方ないと言えပါတし方ないとは思いますが、今後社会情勢の変化っていいですか、特に幼稚園の臨時の先生の率がたしか58%、保育士さんのほうが62%で、どうしてこういうことになったのかって言ったら、背景があると思うんです。これは何かって言ったら、子育てを誰がしてるのか、誰がするのか、そのあたりが根底になってるんじゃないかな。

いろいろ調べてみましたら、ゼロ歳児、その保育、それから障害のある子どもの保育、あとは保護者のお母さん、家族の生活の多様化っていうんですか、そういうところがまず原因になってるんじゃないかな。阿波市の場合、そんな状況を調べてみましたら、今現在、たしか部長のほうからも答弁いたしましたけれども、51%ですか、保育所に通う子どもが。本来なら保育所に入らなきゃいけないんですけども。それで、保育所に今入ってる子どもは、たしか51%ぐらいだったと思います。じゃあ、あとの残りの49%は、恐らく家庭でお母さんあるいは家族が子どもの保育をしてるというような状況じゃないかな。そうした中で、保育所の51%っていったら低いか高いか、それは別にして、保育所に預ける子どもがふえてる。

今現在、もうご承知のように、昨年8月、国のほうで子ども・子育て支援法っていうのも成立して、今阿波市も本年度、法律に基づいて実態調査をやってます。実際、調査の調査先、これが現在保育所、あるいは幼稚園の入園児童、これ今来てる子どもたちの世帯は全員、804世帯、それから小学校の1、2年生、3年生、これも対象にしてまして、これが826世帯ということで、トータルで2,056世帯を対象に、子育てっていうのはどうなのかな、どんな実態で起こってるのかと詳細に調査してます。

その中で、中間的な報告なんですけれども、どうも幼稚園にはあまり入れたくないというような、どうも若干起こっている。じゃあ、どこへ行くの。保育所に行きゃあいいんです。その原因って何なんだろうかな。保育所だったら、お母さんが働いてるのにほとんど全部保育所で面倒見てくれる。幼稚園の場合は面倒見てくれないです。極端に言ったら、

昼までで終わります。あるいは、土曜、日曜、見てくれません。夏休みも見てくれません。誰が原因なのか、ちょっとわかりません。お母さんが休みたいがために、幼稚園に行くのをちょっとストップかけてんのか。保育所だったら、お母さん、土曜も日曜も見てくれるし、あるいはその他のいろんな施策がある。ファミサポの、ほれから学童保育とか、何かそんなんもあります。何かそんなところが大きな原因になってるんじゃないかな。

そこで、臨時職員の給料のほうに移るんですが、お母さんが保育所にどんどん子どもを預ける現象は、これは恐らくとどまるところはないでしょう。じゃあ、保育士さんを実の正規職員として雇えるかっていったら、やっぱり専門職なんですね。ご承知のように、阿波市もこの8年間で500名近い職員を2割減してる。100人減してる。保育士さんはふやしてますよね。しかし、保育所へ入所する子どもたちを対応するだけの先生が確保できない。今現在一番子ども困ってるのは、保育士さんの免許を持ってる人がいっぱいいるんだけど、家庭に入ってる。なかなか採用しようと思っても、臨時の職員ですよ、やろうと思っても阿波市内で補充できない部分が出てくる。近隣の市と保育士さんの取り合いをやってる。それが今の現実です。

何がその問題なのか。保育所へいっぱい入所させたい親御さんの気持ちと保育士さんを雇用するバランスが壊れたんじゃないかなと思う。保育士さんの数をまずふやさなきゃいかんかな。近隣の町と保育士さんの取り合いではいかんのです、これ。じゃあ、正規職員と同様に、保育士さんを採用すればいいか。これは、財政的にそうもいかない。なかなかできない部分がある。特に専門職なんですね。そのあたりで、非常に難しい部分が存在してるんじゃないかな。

だから、松永議員の質問で、部分的に点として捉えれば、もう本当の矛盾だらけ。ただ、少子化対策、子育ての面、トータル的に見ると、非常にうまくリンクしない、連携ができない部分がある。そんなところは、これから私も一生懸命勉強して、子ども・子育ての今実態調査やっていますので、恐らくそのあたりも、少子化対策、あるいは子育ての対策の本当の原点が見えてくるんじゃないかなと考えてます。この調査も恐らくこの年度末には皆さん方に報告できていくであろうと思います。本当に子どもを一生懸命面倒見てもらってる阿波市内の臨時の保育士さんには、非常に感謝いたしたいと思っています。

十分な答弁とはなりませんけれども、点で考えるだけでは、子育てというのはトータル的に考えて大きな方針を出すべきではないかと思っています。特に賃金だけをとりますと、議員の皆さんも記憶はあると思いますけれども、通勤手当も出てなかったんです、保育士

さんの。これは恐らく阿波市がトップを切って、通勤手当を出さなきゃいかんよ、自分の金を使って、極端に言ったら安い給料で、子どもの面倒見てもらう、いかがなものかなと  
いうことで、やっと何年もかかって臨時保育士さんの通勤手当が出せた。

正規職員をふやす、あるいは臨時の保育士さんの給料を正規職員並みにふやす、まだまだ道のりが遠いと思いますけれども、本当に子育て、あるいは少子化対策に真剣に取り組む覚悟では私もおりますので、そのあたり十分勉強をしながら、子育てに一生懸命力を入れていきたいと、かように思ってます。時間が限られておりますので、詳しい話をするわけにもいきませんが、これも追って、本当に膝を交えて、車座の中で、先生方とも議員方ともじっくりとお話をして、この話は詰めていきたいと考えてます。よろしく願いいたします。

○議長（出口治男君） 松永渉君。

○8番（松永 渉君） 市長、さっき僕がしたのは、家庭育児手当を出しなさいって言うんはそこなんです。3歳まで家庭のほうで同じ公的負担で見てもろうたら、保育所って3歳までは保育士いっぱい要るんです。子どもの目線から言っても、そっちで見てもらうほうが、選択できてそっちに行ったらええと。

それと、保育士が今ものすごく減ってきてるっちゅうんは、21万4,000円っていうんも民間の全国平均より10万円ぐらい安いんです、保育士の。でも、本当にこの今、さっきも言うたように、経済成長、ものをつくる場所は給料上がっていきよる。ほんまに給料1.1倍になって、そんで買えるものは5.5倍にもなった。ところが、子どもはもう2割まで減ったと。できなくなった、その当時から。今力を入れるべきは、子どものほうなんですよ、人づくりのほうだと思ふんで。もちろん、市でこういうお金を出していくっちゅうんは無理なんで、国に向かってそういう要望もしていただけたらいいかなと思ってます。

まとめます。臨時職員を正規化することは、人格形成期の幼児教育が充実し、20年後の親育てにつながり、少子化対策にもなります。また、地公法第22条の法令を遵守し、同一労働、同一賃金の労働の原則を守り、所得の再分配による格差社会の是正、公正、公平な社会の構築という公共の原点、公務員の原点を再生させる行政改革に取り組むことを要望しておきます。

○議長（出口治男君） 時間の都合上、暫時休憩いたします。

午後0時16分 休憩

午後1時13分 再開

○議長（出口治男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

松永渉君。

○8番（松永 渉君） 最後の質問、阿波市のまちづくりについて。交流防災拠点施設を活用したまちづくりについて。

今まで質問してきたように、人口減少に歯どめをかけることが阿波市のまちづくりの根幹となると思います。交流防災拠点施設についても、市民の交流の場や30年に1度の大災害の拠点とするだけでなく、産業振興や市外との交流、定住の場として活用すべきと私は考えていますが、交流防災拠点施設を活用したまちづくり構想を市長に語っていただきたいと思います。

2点目には、学校や教育を活用したまちづくりについてであります。

四国大学では全国でも珍しい書道学科があり、書道を書店に展示、言葉と発表の場により、全国から交流人口をふやす商店街の活性化に取り組んでいます。美波町の伊座利小学校では、学校を存続するため教育留学を進め、地元の児童以上の留学児童となりました。また、若い移住者が増加したことで、高齢化率は40%台から20%台に下がりました。阿南市はスポーツによるまちづくり、神山町は芸術によるまちづくり、徳島県牟岐自然の家では英語村など、県内でも学校や教育を活用したまちづくりが進んでいますが、阿波市での学校や教育を活用したまちづくり構想を教育長よりお聞かせください。

○議長（出口治男君） 坂東教育長。

○教育長（坂東英司君） 松永議員の一般質問、阿波市のまちづくりについて、学校や教育を活用したまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

我が国は、急激に少子・高齢化が進行しております。同時に、現在はインターネットを中心とした高度情報化社会であり、人、物、金、情報などが世界中を駆けめぐるグローバル社会でもあります。このような時代状況の中で、将来のまちづくりに学校や教育を活用することは大変重要なことであると思います。

まず、教育につきましては、グローバル社会を生き抜くために、英語を使って世界で活躍する日本人の育成は大きな教育課題であります。阿波市は、他の自治体に先駆けて、小学校1年生から英語活動を開始し、既に8年の実績があります。外国人との交流や修学旅行などで物おじせず、英語を使って会話をしようとしている子どもたちの姿は、まさにこの成果でございます。

文科省は、平成32年を目標に、小学校5、6年生の外国語活動を英語の強化として週3時間設定する方針を打ち出しました。阿波市におきましては、いち早く文科省指定授業の英語教育強化地域拠点事業を受け、小学校英語の教科化を先行して研究、実施する計画を立てております。

2020年の東京オリンピック、パラリンピックの開催、外国人観光客の1,000万人超え、また介護、医療や建設などの分野における外国人労働者の増加など、今後グローバル化の波がここ阿波市にも押し寄せてきます。日本人としての自信と誇りを持ち、外国人とコミュニケーションを深め、阿波市の魅力を発信できるような子ども、世界で活躍できる子どもの育成を阿波市の目標としたいと思います。

次に、少子・高齢化で懸念されるのは、学校規模が縮小し、本来の活発な学校運営ができにくくなるのではということです。学校は、言うまでもなく、地域の文化活動の拠点であります。教職員だけで教育を行う時代から、現代は地域とともにある学校として、保護者や地域住民の学校教育への支援や参加が必要とされております。

現在市内の小学校では、子どもたちの登下校の安全確保のために、高齢者の皆さんに立哨指導や通学路の見回りなどをしていただいております。このように、学校が担う教育課題の解決だけでなく、地域住民の方の教育への参加は、大きな意義を持つものと言えます。地域の高齢者の方々と子どもたちが一緒に調理をしたり、会食をしたりして、子どもたちの成長を祝い、同じ地域に住む人のきずなを強くする取り組み、また子どもたちに稲作や野菜づくりなどの技術や世話の仕方を教えてくださるゲストティーチャーとしての授業参加、子どもたちに昔の遊びを教えながら、昔を懐かしみ、子どもたちとともに楽しみ、親睦を図る取り組みなど、いろいろな形で地域の方々と子どもたちがともに学ぶ活動がなされています。

長年培ってきた知識、経験や知恵は、みんなの大切な財産であります。人間関係が希薄になっている今の子どもたちにとって、高齢者や地域の方々との触れ合いは、人格の形成にとって貴重かつ必要不可欠なものでありましょう。学校を拠点として、地域の文化活動、交流活動の中心で、子どもたちが輝き、成長し、また地域の人々が気軽に集う、地域に密着した学校づくりが各学校で推進できるよう、教育委員会としても今後とも支援をしていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（出口治男君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 松永議員のほうからの質問ですけれども、阿波市のまちづくりについてということで、特に防災拠点施設を活用したまちづくりについてというご質問でございます。

もうご承知のように、切幡の古田という場所に、庁舎、交流防災拠点施設、調整池を使った野外のステージを持った施設、あるいは、すぐ隣には給食センターができます。それに加えて、少し上の山、標高150メートルになろうと思いますけれども、上水道の貯水施設が今建設中です。この議会でも議員のほうから、今の庁舎、あるいは交流防災施設については場所についても、緑の阿讃の山並み、あるいは高速道路のすばらしい橋脚、南を見渡せば善入寺と吉野川平野、東を見渡せば眉山、西のほうを見渡せば高越山という、非常に風光明媚なところに庁舎、交流防災施設等ができる、すばらしいことだと随分褒めていただきました。

そこで、防災拠点施設の活用ということなんですけれども、防災拠点施設、ご承知のように、平常時には本市の芸術文化の発信及び市民同士の交流の拠点施設ということで、市内の文化団体などなどによる多彩な芸術文化を鑑賞、発表する場として大いに利活用したいと思ってます。また、災害時には、災害ボランティアの受け入れ、あるいは災害の支援物資の備蓄、そういうことにも使おうと思ってます。なお、想定される南海トラフ地震、この際には隣の給食センター、1時間に6,000食のおにぎり弁当を子どもに食べていただくとともに、本当に津波等の災害時には、後方支援の基地として、ヘリコプター基地とともに利活用したいなと考えてます。

なお、今説明いたしましたように、上水道の貯水施設、これも約4ヘクタールほど、庁舎の4万2,000ヘクタールの上に土地を持っています。ここも標高が150メートルやということは、非常に風光明媚な場所です。恐らく庁舎よりか一段と高いところに位置していますので、大いにこれからも利活用ができるんじゃないかと思います。

それからまた、先般議員のほうからも質問いただきました交流防災施設のすぐ裏山、北側の山、これも非常にすばらしい山です。購入したらどうかというようなこともご質問いただいています。そのあたりも考えて、財政状況も考えなきゃいけませんけれども、大いに、自然を傷めずに、市民のための集い語らいのきずなをということをやっていきたいと思ってます。

来年度は、国の補助事業、都市再生整備事業というのがあります。これの認定を受けられたら、都市再生整備計画の中で、今現在の庁舎周辺、阿波市の地域活性化の拠点の施設

として位置づけたいなど。といいますのは、今現在もう2年目になってますけれども、阿讃の広域農道、20キロから25キロほどあるんですが、そこへアズキ、桜、スモモ等も植栽いたしたいと思ってます。それで、最終的には観光の拠点ともいたしますし、阿讃広域農道を点から線へ、あるいは面へつないで、宮川内のダム、そのあたりの中心拠点として今の交流防災拠点施設の位置を利活用したいなど考えてます。

そんなところで、あと詳細なことになりますけれども、今交流防災施設が平常時の文化交流施設、あるいは災害時には防災拠点としての利活用ということなんですが、ちょうど調整池も、本来なら4万2,000平米の水がめとしてつくったものなんですが、水をためるにはもったいないな。通常は水がたまりませんので、野外劇場にステージをこしらえて使いたいと思う一方、今ヘリができる駐車場ありますよね。あそこに、この調整池のもう一つ北へ向けて、駐車場あるいはヘリポートを使った野外の巨大なイベントができるような方向も今計画をしております。これができれば、恐らく1万人近い、あるいはそれ以上のイベント会場に使えるんじゃないかということで、文化の施設の拠点にしたいとも考えております。

恐らく、こうしたことから、計画はできるだけ今の施設を利活用しながらやるわけなんですけど、いずれにいたしましても、市民の協働、総合計画にも含まれておるような基本戦略、市民協働、参画、自立も入ってますけれども、交流防災施設の利用も、あるいは今言いましたように、調整池の利活用、あるいは防災施設の北山、あるいは駐車場を使った施設の利用等についても、市民との本当に話し合い、参画、協働の中で進めていきたいなど考えてます。特に里山の利用、周辺の山の利用については、文化協会を主体としていろんな趣味の会がございます。そういう方たちの参画、あるいは資金面も含めて、協働のいろんな文化施設はできないかな。もちろん、拠点になるのは交流防災施設になろうかと思えます。そんなところで、これからも金を使わない市民参画の施設を充実させていって、本当に拠点施設にいたしたいと思ってます。

なお、今回の議会で金清の池、そのあたりも随分と利活用のご質問ございますけれども、当然切幡寺、金清温泉、あるいは交流防災施設、あるいは広域農道、一体とした面としての捉え方をして、市民の憩いの場、あるいは安らぎの場、きずなの場に計画を進めていきたいと、かように思ってますので、何分のご協力をお願いいたしたいと思えます。

以上でございます。

○議長（出口治男君） 松永渉君。

○8番（松永 渉君） 阿波市のまちづくりは、市長部局と教育委員会の連携協力のもと、「あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間・阿波市」が実現することを心より願っております。

以上、質問を終わります。

○議長（出口治男君） 8番松永渉君の一般質問が終了いたしました。

次に、2番樫原伸君の一般質問を許可いたします。

2番樫原伸君。

○2番（樫原 伸君） 2番樫原伸、ただいま議長の許可をいただきましたので、松永議員に引き続きまして、一般質問を行います。

昨日正木議員のほうから32回の議会の中で31回質問台に立ったとお聞きしまして感心をいたしましたけども、私もこの議会で16回目、これが10回目の登壇となります。常に市民の目線に立った質問、また提案を心がけたつもりですけども、4年前と比べてレベルが上がったかどうか疑問なんですけども。

今回、4つの質問を出しております。阿波市学校給食センターについて。教育環境の充実について、これは空調設備なんですけども。3点目が、阿波市の防災力について。4点目、三木武夫元首相の生家について。以上、4点でございます。

まず、阿波市新学校給食センターについてであります。阿波市では、平成17年合併以降、阿波町は阿波町学校給食センター、また市場町は市場学校給食センター、吉野町、土成町は板野西部学校給食組合より、センター方式により、安全・安心で、おいしく栄養バランスのとれた給食を提供してきましたけども、施設の老朽化等により新給食センターの建設に取りかかり、今年7月には完成の運びとなり、この2学期から阿波町、市場町の小・中学校へ供給が開始されます。そして、来年4月からは、阿波市内の全ての幼稚園、小学校、中学校へ3,700食の給食が実施されます。そこで、センター方式による運営方法について3点ほど質問いたします。

1点目、食物アレルギーへの対応。この対応については、誤配食や誤調理といったリスク管理の問題や、対応する原因物資の品目や症状の程度をどのように設定するかなど、多くの検討を要しますけども、食物アレルギーを有する児童・生徒については生命にかかわる重要な事項であることから、除去食や代替食など、可能な限り個々の実情に合った対応が求められます。この新学校給食センターの対応をお聞きします。

2点目は、食器具の整備計画についてです。食器といたしますと、私などはアルマイト製のお皿が浮かんでくるんですけども、今は恐らくポリプロピレン、いわゆるプラスチック製が主流だと思います。使用する食器のあり方としては、それぞれ一長一短あると思いますけども、安全で衛生的、重さ、耐久性、もちろんコスト、さらには学校や現場での調理場での容易に取りかえられることが求められると思います。そこで、学校給食をおいしく楽しい食事になることを配慮して、どのような性能を有するものを使用するのか。そして、従来の食器についてはどのようにされるのか。さらに、現在使用されている先割れスプーンについてもスプーンとナイフの両方の役割を持つメリットがありますが、米飯給食は今かなりふえております。米飯給食に合わせた箸の利用割合がふえていることから、お箸、それと先割れスプーン、先丸スプーンの使用についてもお聞きします。

3点目は、食育への対応です。学校給食は食育、健康教育、環境教育などの生きた教材としての活用が期待されていますので、学習、食育機能の役割を果たす給食センターであるべきと考えます。見学機能や食の学び機能、食の教育研修など、食の学習の拠点となっているかどうかお聞きします。

以上、3点。

○議長（出口治男君） 新居教育次長。

○教育次長（新居正和君） 榎原議員の阿波市学校給食センターについて、まず食物アレルギーの対応について答弁させていただきます。

現在本市直営にて運営している市場学校給食センター及び阿波学校給食センターでの食物アレルギー対応としましては、児童・生徒22名に対し、除去食または簡易な代替食による対応を行っているところでございます。除去食または簡易な代替食のアレルギー対応を行うに当たっては、生命に係る重要な事項であるため医師の診断を基礎とし、保護者から学校生活管理指導表を学校経由で提出をしていただいております。学校生活管理指導表は、個々の児童・生徒についてのアレルギー疾患に関する情報を主治医や学校医に記載してもらったものとなります。この学校生活管理指導表をもとに、学校が保護者から詳細な情報を聴取し、学校と栄養教諭が協議検討の上、対応を決定しているところであります。

ご承知のとおり、新給食センターについては平成26年9月から稼働する予定で進めているところであり、ハード面では現在建設中の新給食センターに除去食等の調理を行う特別調理室を設けることとしております。ソフト面では、現状で行っている対応決定までのプロセスに、保護者と栄養教諭との個別面談を加えることを検討しております。個別面談

を行う効果としては、対象の児童・生徒と保護者の情報を詳細に得ること、申請内容を正しく把握すること、そして保護者に学校給食提供までの流れや学校及び給食センターの現状を理解してもらうことが上げられます。また、教育委員会では、平成26年9月の新給食センター稼働に向け、ソフト面を進めていくため週1回程度のペースで、給食センター、学校教育課、教育総務課の関係課で定例会を行っており、その中で、阿波市における学校給食アレルギー対応マニュアル作成をするため、協議を行っているところであります。

次に、食器具の整備計画について答弁させていただきます。

現在阿波市内の14小・中学校に給食を提供している板野郡西部学校給食センター、市場学校給食センター及び阿波学校給食センターでは、異なる材質、種類の食器を使用しております。板野郡西部学校給食センターではポリプロピレン製の角ランチ皿にポリエチレンナフタレート製のおわんの2種類を、市場学校給食センターではポリプロピレン製のおわんを大小2種類と菜皿、カレー皿の4種類とFRP製のトレーを、阿波学校給食センターではポリエチレンナフタレート製のおわんとお皿大小2種類の3種類とFRP製のトレーを使用しております。食器具については、いずれも箸と先割れスプーンを利用しております。

平成24年4月に供用を開始しております吉野川市では、ポリエチレンナフタレート製のおわんとお皿、それぞれ大小2種類の4種類の食器、FRP製トレーを採用し、食器具には箸とスプーン、先割れではない、を採用しており、なお実際の給食には、食器4種類のうち、献立により3種類を使用しております。

食器の種類については、各小・中学校の食育担当教職員、幼稚園統括園長、給食センター等で構成する阿波市学校食育推進委員会において、現状の食器具利用状況を説明した上、ご意見を聞いたところ、カレー皿は御飯とカレーを一緒に盛りつけるため量の調整ができない。角トレー皿ではなく、おわん、お皿が別のものがよいとの意見をいただきました。材質については、現在使用しているポリプロピレン製、ポリエチレンナフタレート製のほかにも、強化磁器、アルマイト、ABS等の材質がありますが、それぞれ重さ、壊れやすさ、食材による着色等の特性が異なります。

食器具につきましては、平成18年5月1日現在の学校給食における食器具使用状況調査では、公立の小・中学校においての使用率で、箸が99.1%、先割れスプーンが27.8%、スプーンが69.0%という結果となっております。これらを踏まえ、本市の

学校給食では、吉野川市と同様に、おわんとお皿、それぞれ大小2種類の4種類の食器、トレーを採用し、食器具には箸とスプーン、先割れではない、を採用したいと考えております。材質についても、重量が軽くて壊れにくく、食材による着色がない材質のものから選定したいと考えております。

なお、現在市場、阿波学校給食センターで使用しております食器等につきましては、防災対策課と協議し、災害時用の食器として備蓄していくよう考えております。

次に、食育への対応について答弁させていただきます。

これまで本市の給食センターでは、小学校と連携し、児童らが創作したお勧めマイレシピの中から給食で実施できる献立を選び、少しアレンジを加えて給食の献立に取り入れたり、中学生が授業の中で栽培した大根を使った給食の実施等の取り組みにより、学校教育においては学校給食を活用した食育の推進を行ってまいりました。新給食センターには、食育推進の機能として見学廊下や研修室が設置されています。これらの施設を活用することにより、学校教育での食育のさらなる推進はもとより、市民に対しての食育推進に学校給食が活用できるものと考えております。

新給食センターを活用した食育の拠点として、児童・生徒に対しては、自分たちが食べている給食がどのように調理されているかを見学通路から実際に見てもらい、研修室において、栄養教諭等から給食の食材はどのように納入されているのか、また阿波市産の農産物がどれくらい使われているのかを知る場となり、阿波市で栽培されている農産物に関心を持たせ、地域の産業としての農業や流通などについて理解を深め、食料の生産、流通に当たる人々の努力をより身近に理解する場とします。

次に、保護者に対しては、各学校で行っている給食試食会を給食センターでも開催し、見学廊下から調理の様子を見てもらい、その後研修室で給食の試食を行い、栄養教諭から説明を受けることにより、家庭における食育の大切さや地産地消の推進にもつなげてまいります。

農産物生産者に対しても、学校給食地産地消推進計画を策定しておりますが、自分がつくった農産物がどのように調理され、どのような給食になり、子どもたちが食べているのかを見学や試食により知る機会となり、生産意欲の向上につながり、そのことにより学校と地域との連携、協力関係を深める場ともなります。

また、食育に関する事業として、平成25年度より5カ年計画で、徳島県学校食育推進パワーアップ作戦を推進します。栄養教諭と学級担任が中心に、本年は野菜をテーマにし

た授業を市内全小学校10校の2年生を対象に実施し、今後毎年1学年ずつ実施をする学年をふやし、5年後には小学校3学年、中学校2学年で体系的、系統的な食育授業実践ができるような計画となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 樫原伸君。

○2番（樫原伸君） 学校給食センターにつきましては、強い思い入れを持つ議員の一人として、昨年12月議会から2回に分けて、センターの機能や体制、また災害時における役割、食物アレルギーなどなど、大局的なことから、今日の食器具のスプーンや箸といった細かい、まさに箸がこけることまでお聞きしました。まず満足いく答弁をいただきましたので、この統一メニューの給食によって、行政格差が解消されます。そしてまた、安全・安心、おいしい給食が提供されるセンターは、食育活動の拠点となり、この阿波市の将来を担う子どもたちの健やかな成長に寄与されますように願います。そして、今おっしゃいました農業が盛んなこの阿波市の地産地消が推進できますことを願っております。

次に、学校教育環境の充実についてお聞きします。

1点だけなんです、空調設備の整備についてであります。

今は、暦の上では2月、きさらぎです。昔の人はこの時期寒くて着物を着て、さらに着ることからきさらぎ。これきさらぎの語源だそうですが、学校教育環境の充実の中で、空調設備の整備は甚だ季節外れの質問と思われるかもしれませんが、あえて今この2月議会で空調設備の整備についてお聞きします。

実はこの質問、隣接市町村の中で空調設備の整備をすると、実施をするという報道がなされまして、22年12月の議会で私は質問に取り上げていたんですけども、森本議員のほうからも同様の質問が出ていましたので、ベテランの森本議員にお任せをいたしました。そのときの教育長の答弁では、議事録持ってきたんですけども、空調についての私の思い、考えという断りはありましたけども、体力づくりが精神論につながってはいけないとの認識のもと、近年の異常気象が今後も続くようなら空調設備も必要と。ただ、まずは子どもたちの体力をつくらなければならない。そして、我慢ができる子どもにしたい。そして、精神的にも体力的にもたくましい子どもをつくるのが大事であり、一方で知識的な面もしっかり伸ばす環境をつくらなければいけないので、その利用、活用の仕方をしっかり考えていきたいと、このように述べられました。こちらでこの席のほうで聞いてたんですけども、非常に苦しい答弁のような記憶はしておりますけども、今後もこのような暑

い夏が続くようなら基本的に空調設備は必要との答弁であったと私は解釈しております。それ以降この議題はタブーのごとく、平成25年の3回議会の松永議員まで取り上げられることはありませんでした。

小学校、中学校の音楽室への設置は進み、学習環境の課題解消が少しは図られているようですけれども、一般教室といいますか普通教室の設置に関しては、基礎的な体力づくりの段階にはエアコンはマイナス要素というような理由から、設置計画はないとのお答えでした。そこで、昨年6月に教育長に就任されたばかりの坂東教育長は、空調設備の整備についてはどのようなお考えなのでしょうか。また、22年12月議会で空調設備は必要との答弁から、昨年9月議会で設置計画はないと、4年間で教育委員会の考えがこうも後退したことをどのように受けとめておられるのかお聞きをいたします。

○議長（出口治男君） 坂東教育長。

○教育長（坂東英司君） 榎原議員、教育環境の充実、空調設備の整備についてのご質問についてお答えいたします。

まず、教育環境。阿波市では、子どもの安全・安心を重視した学習環境の整備を進めております。各小・中学校の耐震改修工事にいち早く取り組み、本年度末におきましては100%の耐震が完了いたします。耐震工事とあわせて学習環境の向上を図るため、県下にほとんど例のない大規模改修工事を実施しました。耐震だけなら工事費が約5億円のところを約40億円の予算を投入し、大規模改修工事を実施したところであります。

学校の空調設備の整備のご質問におきましては、平成24年9月議会におきまして答弁させていただいております。阿波市は、子どもの学習環境や健康を重要視していますが、現在一部の特別教室を除いて、エアコンの設置は行っておりません。近年子どもたちの体力の低下や生活習慣病の増加が叫ばれており、阿波市もその例外ではありません。学校では、強い体、体力向上、精神力の強化を合い言葉に、暑さに負けない体づくりを推進しております。安易にエアコンに頼ることは、この教育の趣旨に逆行することにもつながります。さらに、この時期の子どもたちは、汗腺などの体温調整の機能を高め、熱中症になりにくい基礎的な体づくりをする成長段階でもあり、大いに汗をかき、暑さにならす必要があります。

また、熱中症対策としては、各学校ともいろいろと工夫を凝らし、小まめな水分や塩分の補給、扇風機の使用、部活の時間調整や適切な休憩、製氷機からの氷の利用などを行っております。さらに、アサガオやゴーヤを南の窓に沿って植える涼しい環境づくりをして

いる学校もあります。

阿波市は緑豊かな田園地帯にあり、大半の小・中学校の校舎は東西に長く、南北の風が吹き抜けやすく、校舎の中は比較的涼しい構造になっています。教育委員会といたしましては、エアコンの設置は、現段階では中学校の特別教室である音楽室を予定しており、その後は特別支援学級への設置を検討しております。今後のエアコンの整備につきましては、気候の変化などを考慮しながら、慎重に対応していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 檜原伸君。

○2番（檜原 伸君） 明瞭なる答弁とは言いがたいような気がいたします。今教育長の答弁、一字一句漏らすまいと聞いておりましたけども、どのように拡大解釈しても、一般教室への空調設備の設置は無理なような気がいたしました。その間に空調設備実施のされたお隣の吉野川市などの学力向上が明らかになったりしたら、学習環境のレベル差が問われないか、非常に心配でございます。そして、今回の答弁では当面空調設備が設置されることはないようですので、再問として、御所小学校への例外適用を質問させていただきます。

ただいま教育長もおっしゃったように、阿波市は、学校耐震化も他市に比べてスピードを上げて実施し、市長の英断で校舎の耐震化と同時に約45億円ほどかけて大型補修が完了いたします。このままでは、御所小学校は平成18年に建設された阿波市で最も新しい小学校ということで改修の必要なしと、このような位置づけを出されると思います。ちょっと待ってくださいと言いたいです。

実は23年に、父兄の方々から、御所小学校の校舎、非常に暑過ぎるという不満を聞かされまして、私も夏場になると何度も現場に足を運びました。小学校の校舎、御所小学校の校舎、他の小学校に比べて風の通りが悪く、夏場は教室内の空気がよどんでおります。これで、暑さと相まって不快感を覚えるようです。不快感というのは人によって千差万別でしょうが、私自身が体感したことがあります。御所小学校の暑苦しさ、不快感を感じたまま、近く的一条小学校や柿原小学校に行ってみましたけども、確かに暑い時期だったので体感的に暑いという感覚はありましたけども、風通しがよいせいか、校舎の構造上のこともあるんでしょうけど、暑苦しさや不快感はありませんでした。木のぬくもりに包まれて育つ豊かな心、これ御所小学校の校舎のコンセプトなんですけども、こういった設計について今さら異議を唱えることはできませんので、そして改修も完了ということなら、空

調設備で善処対応をしてもらえないでしょうか。所見をお伺いいたします。

○議長（出口治男君） 坂東教育長。

○教育長（坂東英司君） 議員の再問にお答えいたします。

教育委員会といたしましては、ある学校を最優先にというようなことは考えておりません。それぞれの学校の温度をはかってみますと、それぞれ高うございます。特定の学校をというところまでは考えておりません。学校とは、子どもたちを鍛える場でありたいと思っております。個々の性格や体力の違いに配慮しながら、勉強で鍛え、運動で鍛え、心を磨く場所でありたいと思っております。

私も昨年の夏に、ある小学校の様子を見てまいりました。暑いときでありましたけれども、子どもたちは運動場や体育館や木陰のもとで元気に遊んでおりました。教室の中に残っている子どもは、数人ほどでございました。こういうことから、今後とも子どもの実態や環境の変化をつかみながら、慎重に対応をしていきたい、このように考えております。

○議長（出口治男君） 樫原伸君。

○2番（樫原 伸君） 私ども阿波市議会といたしましても、微力ながら教育、また環境の充実など、本市教育の振興に努めてまいる所存でございます。これは、昨年御所小学校入学時に述べた私の祝辞の一節でありますけれども、このままでは児童の学習能力の低下が心配をされます。御所小学校だけにエアコン設置は公平の原則に反しますけれども、確たる理由があるわけですので、常に御所小学校だけがエアコンがきいているというのではなくて、使用や利用については校長先生、または担任の先生の判断によるものとしてお考えいただきたいと思っております。教育第一主義を期待して、次の質問に参ります。

3点目は、阿波市の災害対応力についてでございます。

3・11以後、災害には敏感になっている今日です。徳島県でも、南海トラフ海溝性地震、活断層型直下型地震、土砂災害、風水害と、浸水想定区域が次々と発表され、防災問題を考え直す必要があり、今最も求められている地域の防災力、災害対応力の強化という観点から質問いたします。2点。

1点目は、広域応援体制についてです。

災害時、特に震災時の広域応援態勢は、被災地においては救援、救護及び災害応急復旧対策、さらには復興対策に係る人的、物的支援、業務の提携など、迅速かつ効率的に実施される必要があると思います。こうしたことから、地方自治体としても相互の広域応援活動が行えるよう協定を締結しておくべきで、その場合の選定、調査についてもお聞きしま

す。また、具体的な応援体制を実施ができる体制が整備されているかお聞きします。

次に、通信システムの導入であります。

阿波市の総合防災訓練においても、消火や救助に加え、情報伝達、災害弱者対策が重要と位置づけて訓練メニューが組み込まれていますが、万が一震災などによる被害を受けると、インターネット回線や携帯電話は復旧までに数日を要し、その間情報収集、また双方向の発信ができなくなります。そこで、災害発生時、この場合庁舎の防災課の隣の会議室に緊急対策本部が設置されるものと思いますけども、この緊急対策本部、また各関係機関、災害の孤立地域などの間に無線LAN通信網を確立して、映像や音声データの相互通信ができる無線LANの移動中継システムを提案をさせていただきました。阿波市も24年の切幡寺での総合防災訓練で、実用性、また必要性を検証してくれました。

このメリットとして、大きく3つあります。広域無線LANによるネットワーク構築によって、映像による情報伝達ができます。そして、衛星ブロードバンドサービスでのインターネット回線構築によって、情報インフラの構築もできます。同時に、Wi-Fiスポットの構築によって、ツイッターや今若者が使ってますスカイプなどのツールを利用した被災者、市役所との連絡が可能になります。こうした県内企業の特許システムといいますか無線LAN移動中継システム、費用対効果は当然検討されるべきだと思いますけども、地域の防災力が見直される今、導入すべきと考えますけども、所見をお伺いします。

○議長（出口治男君） 井内総務部長。

○総務部長（井内俊助君） 樫原議員のご質問、3項目めでございます。

阿波市の防災力について、1点目の広域応援体制についてと、2点目の通信システムの導入についてにお答えをさせていただきます。

最初に、広域応援体制についてでございます。

東日本大震災の経験や今後想定される南海トラフ巨大地震などの大規模災害を見据えますと、地域が壊滅的な被害を受けた場合に、同時被災が起こらない距離の離れた自治体同士が広域で協力体制を整え、災害時に人員や物資を送るなどの相互支援を行うことは非常に重要であり、広域防災のネットワーク化は意義があると考えております。

本市における県外自治体との広域相互応援協定の現状につきましては、旧国名を自治体名に残しております青森県のむつ市や三重県志摩市などの9市町と、昨年9月1日に全国伝統地名（旧国名）市町災害時相互支援に関する協定を締結いたしております。

また、これまで徳島、鳥取両県が災害時相互応援協定を締結していることや両県の市単

位などでの締結が進められていることから、発展的に市長会を母体として連携することにより、より効果的な応援や円滑な受援が行われるよう、12月25日に徳島県市長会を構成する本市や徳島市など8市と鳥取県市長会を構成する鳥取市や米子市など4市におきまして、鳥取県市長会と徳島県市長会との危機事象発生時相互応援協定を全国で初めて市長会単位で締結いたしました。

相互応援協定による具体的な応援体制につきましては、地域防災計画に基づき、防災対策課内に災害対策本部を設置し、被災市町村の被害の状況などの情報収集、また食料、飲料水や生活必需物資の提供や派遣等の応援の要請内容などを調整をし、対応をすることになるかと思えます。特に職員派遣につきましては、どういう職種の人材が必要なのか、また何人必要なのか、あわせて業務や活動内容など、その要請内容に基づき、必要に応じた応援部隊を編成し、派遣することになります。そのようなことから、職員の応援要請を受けたときは各課にまたがる可能性があり、通常業務に支障を来さないよう、日ごろからそれぞれの業務について検討し、関係部局と連携を密にしながら、直ちに応援部隊の派遣ができるような体制づくりを進めてまいる必要があると考えておるところでございます。

次に、2点目の通信システムの導入についてでございます。

平成7年1月の阪神・淡路大震災、平成23年3月11日の東日本大震災におきましては、甚大な被害が発生いたしました。阪神・淡路大震災では倒壊家屋による圧死が多かったのに対し、東日本大震災では巨大津波に町ごと飲み込まれ、根こそぎ海に持ち去られたということで、人命だけでなく、家財やライフライン、情報網、行政など、あらゆるものに被害が生じました。

このような巨大地震が発生した場合、本市においては、津波の影響は少ないものの、山崩れや土砂災害、家屋倒壊、道路、橋梁や水道施設などの大規模な被害が想定をされておるところでございます。大規模災害が発生した場合の備えとして、災害の規模と災害現場の位置や状況を把握、いち早く正確な災害情報を地域住民に伝達したり、拠点病院や避難所などとの情報の共有を図ったりするなど、避難、救助や応急、復旧等の活動のため通信手段の確立が必要になってまいります。

東日本大震災では、アンテナや携帯鉄塔の倒壊や停電、津波による光ケーブルの流出や機器水没、土砂崩れによる光ケーブルの断線などにより、地域の公共ネットワーク等が切断され、被害状況の把握や被災者保護支援に支障を来しました。

本市の場合、先ほども申し上げましたが、津波による影響は少ないものの、大規模大地

震災時には、光ケーブルの断線などによりまして、公共伝達ネットワーク等の切断のリスクが高いものと考えております。現在市民への災害時の伝達手法としては、光ケーブル回線を利用した戸別の音声告知機や屋外拡声器による伝達システムが構築されております。この既存設備は既に構築をされておりますので、今後も利用しつつ、災害時の電話やインターネット等、有線による通信回線が使用できなくなった場合には、衛星インターネット及び無線LANなどの手段により、避難所や拠点病院など、災害対策本部と必要な場所との情報の共有や情報収集や伝達を図り、機動的に対応できるシステムの構築は重要であるとは考えております。今後、本市の特性に合った通信遮断のリスクの低い双方向性の通信手段の確率について、費用対効果も勘案しながら、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

また、ツイッターやフェイスブックなど、ソーシャル・ネットワーキング・サービスによる情報発信につきましても、あわせて調査研究を進めていきたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 榎原伸君。

○2番（榎原伸君） 12月議会では、共助の観点から、特に自主防災組織の必要性を質問いたしました。地域防災リーダーの育成は必要不可欠と、こういった認識から、防災士資格取得のための講習費用の助成を今年度26年度の予算に計上をしていただいております。大変うれしく思っております。そして、今回は自助7割、共助2割、公助1割とも言われています公助について質問いたしました。

広域応援体制の構築については、ただいまの説明のとおり、青森県のむつ市などのように、全国伝統地名の9つの自治体と、さらには徳島県が災害相互応援協定を結んでいる鳥取県との市単位、市長会レベルで締結もされているようですので、これは、私も全農という全国組織に勤めていました。現役のときに起こりました鳥取地震や阪神・淡路の大震災のときに、同僚の心配もさることながら、各県の仲間と迅速な人的、物的支援を行った記憶があります。自分の組織が全国と結ばれているという心強さを感じました。災害は起こらないにこしたことはありませんが、もし災害が起こったときを想定して、あらかじめ相互応援協定を締結しておくことは非常に大切であり、災害に強いまちづくりを推進していただきたいと思っております。

そして、少し残念なのが、通信システムの導入であります。災害時、電話や有線による

通信回線が使用不可能になった場合、提案をいたしました無線LANの移動中継システムについて、かなり高い評価をされているにもかかわらず、費用対効果を勘案し、調査を進めていきたい、研究を進めていきたいというような答弁だったように思います。

さきに申し上げましたけども、平成24年2月、切幡寺での阿波市総合防災訓練において、映像情報で状況を確認する情報伝達訓練をデモンストレーションをしてもらって、防災担当課ではこの実用性、必要性を検証してくれたはずです。確かに被災地に移動した基地車両から瞬時に宇宙にあります衛星をキャッチし、数分で送受信できる基地局を確立し、同時にこの周辺に設置したり、また移動する無線LANのアンテナとの相互通信というこの部分、特許も絡んで高額なシステムです。たしかハードも含めて1,000万円以上というふうに聞いておりますけども、県内のベンチャー企業が開発したこのシステムは、仮に採用すれば、全国でも沖縄県の自治体に次いで、四国の中の自治体として阿波市が一躍脚光を浴びるものと思われれます。

そして、このシステムの運用した防災ビジネスの創成も可能だと思います。期待ができます。さらに、このシステムは、阿波市の今イベントで、例えば来月行われます阿波シティーマラソンの移動中継をツイッターやスカイプなどのツールを利用してリアルな情報発信をすることによって、現代社会の若者の必須アイテムでありますスマートフォン、スマートフォンが何も若者だけで持ってるというものではありませんけども、行政離れが問題となっている若い世代にも行政に関心を持ってもらえらると思っておりますので、ぜひとも導入してマルチ活用してみたい、したいと、このようなご答弁を聞きたいのですが、IT関連に強い副市長、いかがでしょうか。

○議長（出口治男君） 黒石副市長。

○副市長（黒石康夫君） 榎原議員の再問にお答えさせていただきます。

無線LAN移動中継システムを防災の観点だけでなく、通常のイベントの中継という点でも考えて、ぜひ導入すべきではないかということのご質問でございますけれど、大規模災害時には通信遮断のリスクの少ない通信、これの構築というものが必要ということで、各自治体において調査研究され取り組んでいるところでございます。議員のご提案のシステムについては、災害時のみならず、平常時においても有効に活用できるということでございますけれども、今一義的には防災対策の観点というのを主軸に置いた通信手段の構築を考えていきたいと思っております。

東日本大震災におきまして、実は私も震災が発生した3月の末から現地に入って行って

いたわけなんですけども、その当時兵庫県が衛生携帯をかなりの台数を現地に持ち込みまして、それで通信を行っていた、あるいは現地の情報についてツイッターを通じて情報収集をしていたという状況でございまして、それはかなりのレベルで活躍していたということがございます。先ほども部長から申し上げたところではございますけれども、今後本市の特性を考えたときに、どのような通信手段が最も有効であるのか、または必要なのか、総合的に、もちろん費用対効果というのも十分考えさせていただきながら、調査研究をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 檜原伸君。

○2番（檜原 伸君） ただいまの答弁のように、私も3・11のあの状況の中でツイッターなどがかなり効果を発揮したというのを聞いたものですので、こういった無線LANの移動システムを提案させていただき、実施検証もしていただいたんですけども、おっしゃるとおり、基本的に公助での市の責務として災害対策体制の整備がうたわれておりますので、前向きに検討していただきたいと思います。

そしてまた、今おっしゃるように、費用対効果と言われるなら、防災力の効果だけでなく、ニュービジネスの創成にもつながり、阿波市の情報発信にも活用、応用できるメリット、この部分を、この効果って、金額に置きかえればはかり知れないと思います。費用対効果を検証する場合、ぜひこのことも十分考慮していただきたいと思います。そして、このシステム、徳島県のベンチャー企業のシステムでございまして。ベンチャー企業の支援にもつながります。そして、徳島新聞にも大々的に取り上げてもらい、阿波市全国発信の起爆剤にしてもらえたらと思っております。市長の英断に期待して、最後の4点目の質問に移ります。

4点目は、三木武夫元首相の生家についてです。

三木武夫元首相の生い立ち、またご功績などについては、今さら申し上げることもないと思いますので、省きます。阿波市が生んだ偉大な政治家であり、徳島県でただ一人の総理大臣であります。その三木元首相が亡くなり、26年。そして、一昨年、睦子夫人が亡くなり、その秋に、私地元の阿波市議会議員ということと大学の後輩に当たるということで、県内の三木元首相に近い方々約200人に呼びかけて、三木武夫、睦子夫人をしのぶ会というものを主催いたしました。この会も無事終了しまして、三木家の家族との会話の中で、徳島にはもうお墓参りくらいしか帰ってこれない。そして、土地、家の管理は難し

いので、阿波市に寄附をしたいという話を聞かされまして、親族とも協議をして、地元御所の有志で三木武夫記念館設立委員会を立ち上げて、地元の方々や三木元首相に近い方々からの浄財と、当然三木家からの負担もしてもらって、何とか生家を残す方向を模索をいたしました。

しかし、三木元首相も亡くなられて26年、その支持者や信奉者も高齢の方が多くて、活動は無理という方が多くて、さらに三木武夫元首相の銅像が土成インターの近くの土成中央公園に建立されており、主な先生ゆかりの記念品、書などは生家から約1キロ離れた土成歴史館に民俗文化財とともに展示されていることから、この構想は実現できませんでした。今自分の力不足を痛感しておりますが、恐らく行政に頼ることを三木元首相は快しとしないと思いますけども、三木家から正式に2,389平方の土地とその立て家の寄附といえますか無償譲渡がされた場合、市としてはどのようにされるのかお聞きをいたします。

○議長（出口治男君） 井内総務部長。

○総務部長（井内俊助君） 樫原議員のご質問、4項目めでございます。

三木武夫元首相の生家についてにお答えをさせていただきます。

故三木元総理におかれましては、阿波市土成町出身で、第66代内閣総理大臣として1974年12月9日から1976年12月24日まで務められております。合併前の昭和61年9月16日には、これまでの功績により、土成町において、名誉町民として表彰を受けられており、合併時に阿波市名誉市民として引き継ぎをされておるところでございます。阿波市を代表する人物として認識をいたしておりまして、土成歴史館におきましては故人の功績や遺品等の展示を行ってございまして、地域住民はもとより、来館者に対し、阿波市の誇りでもある故人のこれまでの歩みを伝承をさせていただいているところでございます。

また、元総理の実家につきましては、現在阿波市土成町吉田に現存をしておりまして、戦後に建てかえをされておるようでございますが、現在では老朽化が進んでいるようでございます。実家の保存についての申し出をいただいているということについてでございますが、個人所有の建物で戦後に建てかえられていること、また文化遺産としての位置づけがなされていないことなどから、市としてのかかわりについては難しいのではないかと考えておるところでございます。全国的な事例を見ますと、歴代の総理の生家の保存につきましては、多くが所有者による管理、また所有者により財団を設立し、記念館として管

理運営がなされているようでございます。

以上のようなことから、今回のご質問をいただいております件につきまして、市として直接的にかかわることについては難しいのではないかと考えておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 天満産業経済部長。

○産業経済部長（天満 仁君） 檜原議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

三木元首相の生家についてということで、産業経済部からは観光の観点から答弁とさせていただきます。

ご質問の三木元首相の生家、実家のある土成町吉田周辺を見ますと、土成インターチェンジ近くの御所の郷には温泉施設がございまして、市内外から年間約21万人の方が訪れております。また、南北に走る国道318号線は、通称フルーツロードとも言われておりまして、季節にはイチゴやブドウの直売所が並び、多くの方々が果実を求めに来られております。このような場所に近い生家につきましては、所有者が誰ということではなくて、市内の観光地の一つとして案内することが可能でありましたら、阿波市観光協会とも協議を進めながら、検討をしたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 檜原伸君。

○2番（檜原 伸君） ただいま総務部、また産業経済部から、ご答弁をいただきました。

総務部では土成歴史館において、功績や遺品などの展示が行われてることや、幾ら三木元首相の生家とはいえ、個人所有の建物、また文化遺産に認定されていないというようなことで、市のかかわりは難しいのかなど。そして、産業経済部からは、観光の観点からということで、318号線沿いに位置する生家を、観光地ですね、部長。観光地の一つ。観光地の一つとして取り上げてみたいとのご答弁でした。

総務部の言わんとしてることもよくわかりますが、何度も言いますけれども、阿波市が生んだ偉大な政治家、三木武夫元首相の生家も、民間の生家も、同じ基準で捉えることに少し失望感を感じるのは私だけでしょうか。ぜひ部長も一度現地を訪れてみてください。クリーン三木、その名のとおり、生家は決して文化遺産に登録されるようなもんじゃなく、ごくごく普通の民家であります。（写真を示す）私はむしろそれが三木元首相らしく

ていいのではないかなと思っております。三木元首相が生まれたゆかりの地、そしてクリーンな政治家をほうふつとさせるこのような生家、この生家をうまくイメージできる観光資源にしてもらえることを大いに期待をして、私の質問を終わります。

昨日の吉川議員ほか各議員からも、今年度退職されます方々に対してねぎらいの言葉がありましたけども、私からも長年ご苦労さまと述べさせていただきます。特に今年度退職される、この前においでます理事者の皆さん、28年生まれということで、私と同年です。団塊の世代の後の世代ということで、皆さん同士ということで、この1年生議員の自分に対して優しく指導してくれました。何とか議員活動を続けてこられたのも、本当に皆さんのおかげです。そういった意味で、惜別の念は耐えませんが、皆さんのこれからのご活躍をご祈念申し上げまして、私の全ての質問を終わります。

○議長（出口治男君） 2番樫原伸君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時30分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（出口治男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番池光正男君の一般質問を許可いたします。

池光正男君。

○14番（池光正男君） 議長の指名がございましたので、これから私の一般質問を始めます。

1、国保税についてと、入札制度について、2点を質問いたしたいと思います。

1点目には、高過ぎる国保税を何とかしてほしいという市民の要望があるんですが、現実においてどうでしょうか。

2点目に、医療費抑制をしていかなければならないために健康増進に力を入れていると思いますが、市民の反応はどうでしょうか。

3点目に、一般会計から繰り入れをしなければ国保会計が持たない状況をどのように将来的に解決をされるか。今後の課題はということで、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（出口治男君） 石川市民部長。

○市民部長（石川春義君） 池光議員の一般質問にお答えいたします。

国保税について。1番目が、高過ぎる国保税を何とかしてほしいとの市民の要望がある

が、現実においてどうか。2点目の医療費抑制をしていかなければならないために健康増進に力を入れていると思うが、市民の反応はどうか。3点目の一般会計から繰り入れなければ国保会計が持たない状況をどういうように将来的に解決されるのか。今後の課題はということで、3点一度に説明させていただきます。

国保医療制度は、国民の誰もが何らかの医療保険に加入しなければならない、国民皆保険制度です。これは、今までずっと言っております。そして、これは日ごろから加入者が保険料を出し合い、病気やけがをしたときの医療に充てる相互扶助の社会保障制度であります。こうした保障制度があることによって、年をとっても、所得が少ない人でも、安心して医療機関にかかることができます。もしこの社会保障制度がなかったら、社会は不安定で、人々は日々不安な生活を強いられることとなります。

国保会計は、本来独立採算の特別会計であり、主に国、県、市の補助金と被保険者の保険税により賄われております。相互保障の観点から所得に応じた課税となりますが、低所得者の方には軽減制度も適用されております。国保会計を健全に運営していくためにも、歳出に見合った歳入が必要であります。歳入にも限界があると思われま。歳出では、年々ふえている後期高齢者支援金、介護納付金、また医療費も同様、増加傾向にあります。ふえ続ける医療費をいかに抑えられるかが鍵となると思います。現在も厳しい会計運営が続いている状況の中、税額を下げることは難しいと考えております。

続きまして、医療費抑制をしていかなければならないために健康増進に力を入れていると思うが、市民の反応はどうかということでございます。

医療費抑制のため、平成20年より法律で、糖尿病、その他の制令で定める生活習慣病に関する健康診査ということで、特定健康診査・特定保健指導事業が開始されました。内臓脂肪型肥満に着目した糖尿病、その他の生活習慣病予防のため、保健指導を必要とする方を特定健診により抽出し、生活習慣病を変えるための保健指導を行っております。開始から5年を1期として、平成24年度に阿波市第1期特定健康診査実施計画を終え、第2期計画として平成25年度から平成29年度までの計画を立てて取り組んでいます。また、健康増進を図るため、社会教育課、健康推進課と連携し、運動教室を行ったり、健康的な食事をしていただくための説明会を開催しております。また、平成24年度からは、商工観光課が阿波市やすらぎ空間整備事業として、阿讃山麓の大規模農道沿いに桜、アンズ、スモモなどの植樹を進めておりますが、これは観光拠点を整備するという目的もありながら、市民の皆さんに花を見ていただきながら歩いていただいて、果実を収穫していた

だくなど、子どもからお年寄りの方まで体を動かす習慣をつけ、市民の健康増進に役立ててほしいという思いも込められております。市民の健康のため、各課と連携しながら環境づくりを行って、健康的な生活を送って、結果として医療費の抑制につなげられるよう努力いたしたいと思っております。

最後に、一般会計から繰り入れをしなければ国保会計が持たない状況をどのように将来的に解決されるか。今後の課題はということで、全国の多くの市町村で国保会計が赤字で、法定外繰り入れにより財政バランスを保っているような状況であります。阿波市でも、平成22年度から24年度までの一般会計から法定外繰り入れを行い、現在に至っております。

今後の一般会計からの繰り入れについてですが、本来国保会計の独立採算が原則です。財政状況が厳しくなる中、一般会計からの繰り入れは極力避けなければならないと思っております。国は、立ち行かなくなりつつある社会保障制度全体の改革を行うため社会保障制度改革のプログラム法が公布され、国保に関して、財源支援の拡充、国保保険者のあり方、国保と後期高齢者の保険料負担の軽減、国保保険料の賦課限度額の引き上げ、70歳から74歳の加入の負担の2割への引き上げなど、平成26年度から29年度までごとに必要な処置を講ずると定め、改革が進んでおります。また、国保税率を上げないためにも、歳出についても削減する必要があり、ジェネリック医薬品を普及するためのキャンペーンや国保事業が病気の予防、早期発見、重症化防止、医療費の削減につなげるため、特定健診、人間ドック等を現在行っております。

そのほかにも、各課でいろんな健康に対してご協力をいただいております。市民の皆様が健康に関心を持っていただき、健康保険への取り組みの促進により医療費の削減へつなげて、医療費を抑制し、課題である国保財政の安定化のため広域化が行われる平成30年度までにこの財源をまもれるよう努力していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（出口治男君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） 今部長のほうから詳しい答弁がございました。

1番目の高過ぎる国保税を何とかしてほしいというのは、もうどこへ行っても要望が出されております。この国保税がなぜ高くなったのか、今先ほど資料いただきましたけれども、本来この名のごとし国民健康保険、国民という名がつく以上、健康を守る立場から、

国が全面的に面倒を見るのが当たり前だと思います。その中で、相互扶助ということを理事者側の方はよく言われますが、私は国民健康保険は相互扶助制度ではないと思います。なぜかと申し上げますと、日本国憲法では生存権が保障されております。生きる権利を助け合いの議論にしては当てはまらないと、私はそう思います。戦前はそうであったかもわかりませんが、特に、人の命は地球より重いという有名な言葉がありますが、この保険制度は国民の健康と命を守る、国はそういった最大の義務があると思います。いつでも、体の調子が悪くなれば、安心して医者にかかれる、そうでなければならぬはずですが、保険料が支払いできない人には保険証を出さない、そういうことになればどうなるのか、おわかりのとおりです。本来本市においては資格証明になるのは出していないと思いますけれども、保険証の取り上げだけはしないでいただきたいと思います。

これは私が議員になった今から26年前のことですが、そのあたりから国から出ている国庫負担率をどんどん引き下げられ、今では随分下がっていると思います。その当時グラフで、よく記憶にあるんですけども、国が50%、県、市町村、それが12.5と25、そして保険を払う人、この人が25%だったように思います。しかしながら、今の払う側に立ってみれば37%までになっております。ですから、保険税がひとりでに上らざるを得なかったように思います。また、国保会計そのものが破綻しかねないものなんです。阿波市議会もこういったことで国庫負担を上げるよう政府に意見書も上げ、どこの全国自治体も多くの意見書を提出しているところでもあります。これからも支払いができるような、こういう制度にしていきたいと思います。

それと、2点目の阿波市は生活習慣病と言われる、今さきも申し上げておられました、県下では糖尿病が有名であります。手柄でありませぬので、こういったことについては予防策を考えていかなければならないと思います。医療費を抑制しなければ解決しない。悪化すればするほど医療費がかさんでくる。事前に病状が悪化しないように対応していかなければならない。こういうことで、市のほうも市民の健康を守るために、今部長から答弁がありましたように、まだまだ市民に対しては理解が深まっていないのが現状でなかろうかと思います。今後ともそういう面では健康増進に対して努力をしていただきたいと思います。

それと、3点目の国保会計を健全化させるためにどうしたらいいか。これは、理事者にとっては頭を抱えていると思います。医療費は増大するし、国庫負担は下げられたまま。また、保険料が支払いできない世帯がふえる。また、社会保険に加入していた人、60歳

超しますと退職者が加入してくるわけです。こうなれば、なかなか解決のめどが立ちません。すなわち、国民健康保険制度そのものが問われかねない。その責任はどこにあるのかは、はっきり私は申し上げておきたいと思います。これは、全て国にあります。この制度を国がつくったからであります。また、一般会計から繰り入れしなければ成り立たない制度になっていますが、今までどおり市民の健康と命を守るためにも、一層の理事者側は努力をしていただきたいと思います。この国保に関する質問は、これで終わっておきたいと思います。

次に、入札制度の問題でございますけれども、昨年12月の議会で一般質問を行いました。公平性と経済性の観点から、阿波市における入札制度改革が、生活者市民全体の利益を最優先に考えて競争性が高められた、公正、公平で、しかも最少の経費で最大の効果を上げる、経済的、効率的な入札制度へと改革されてきたかどうか質問をいたしました。そもそも公共工事とは一体誰のためなのかについて、上智大学の独占禁止法学者の楠さんの理論を紹介していました。すなわち、その方も申すように、公共工事とはあくまでも国民、住民のためのものである。競争上の圧力を受けない発注者が、受注者同士を競い合わせ、そこから得られる利益を最大化しようとする。そういった行動が公共調達なのであるということでありました。しかしながら、この議論は市の入札制度改革とは大きな隔たりがあるかのように思います。

そこで、この議論のポイントとして4点でございますけれども、1点目に地元業者の育成や優先といった保護の問題、2番、地域要件の問題、3番目にランク制の問題、4番目にダンピング防止、工事品質の確保と最低制限価格の引き上げの問題の4点であります。この4点について理事者側の答弁は、学者などの有識者や公正取引委員会の考えとは大きな開きがあるだけでなく、正反対の内容のものもあるように思いました。これまでの答弁では、地元行政の育成を基本に入札制度の運営を行ってきた、そのような内容のもとであったかと思えます。そこには納税者である生活者市民全体の利益を最優先に考えて競争性が高められた、公正、公平で、しかも経済的、効率的な入札を行おうとする発注機関としての強い意志が、市の一連の入札制度の改革からは、残念ながら私は感じ取ることができなかったわけでございますけれども、この4点について簡単にお答えいただきたいと思います。

○議長（出口治男君） 井内総務部長。

○総務部長（井内俊助君） 池光議員のご質問、2項目めでございます。

入札制度について、12月に質問し、答弁も多くしていただいたが、入札制度に携わってこられた知識人、学者との見解の差があり、余りにも隔たりが大きいがということについてのお答えをさせていただきます。

本市の入札制度につきましては、さきの定例会でも答弁をいたしました。最初に阿波市における入札制度についての基本的な考え方についてお答えをさせていただきます。

入札制度自体は、できるだけ純粋でシンプルな制度を目指し、契約における公平、公正な競争を実現できるものを基本とすべきであると考えております。しかしながら、市として採用する制度である以上、産業振興、中小企業の支援、地元企業の育成、環境問題への取り組み、災害対策などの諸政策と矛盾することであることは好ましくないものと思っております。また、それは必要最小限のものであって、入札本来の目的を阻害することがあってはならないと考えております。入札制度の設計に当たりましては、公平、公正な入札制度以外にも、競争性や透明性の確保、談合、その他不正行為の排除、効率化、コストの削減、さらには品質の確保などが求められております。

次に、ご質問の1点目、地元業者の育成や優先といった保護の件についてでございます。

本市では、地元業者の受注機会の確保及び地元企業の育成を目的といたしまして、地元企業優先発注などについて、慣例、法令等を遵守しつつ、市内企業への優先発注、市内産資材の活用、市内在住者の優先雇用を推進をいたしております。

次に、2点目の地域要件についてでございます。

指名に当たっては、地域要件を定めております。これは財務規則第112条の規定に基づくもので、指名競争入札に参加させようとする者を指名する場合にはなるべく5人以上を指名するようにならなければならないという規定を遵守しながら、競争性の確保を図っているところでございます。公共工事の調達のうち、最も多い土木一式工事の例で申し上げますと、例えば1,000万円程度の工事では、市内を旧町ごとの4地区とし、C級以上の業者で指名を行っております。また、4,000万円以上になりますと、市内を1地区とし、A級以上の格付業者を指名条件としております。これは、先ほどの地元企業の受注機会の確保及び地元企業の育成を目的といたしております。また、市内には土木一式工事で登録されている業者数は72社でございます。この業者全ての入札となると、過当な競争が危惧されるところでありまして、地域要件を設けているところでございます。

次に、3点目のランク制についてでございます。

公共工事の品質確保及び不良、不適格業者の参入防止のため、あらかじめ契約の種類及び金額に応じ、工事等の実績、従業員の数、資本の額、その他の経営の規模及び状況を要件とする資格、ランクづけは必要と考えております。本市では、徳島県が実施している建設業者の格付を利用し、公平、公正な指名、品質確保に努めているところでございます。

次に、4点目のダンピング防止、工事品質の確保、最低制限価格の引き上げについてでございます。

最低制限価格につきましては、本市では地方自治法施行令167条の10、第2項及び財務規則109条の規定によりまして、ダンピング対策として設けております。工事などにおけるダンピングによる受注は、工事の質の低下や安全管理の不徹底を招くだけでなく、下請企業へのしわ寄せが技能労働者の賃金水準の低下や社会保険等への未加入といった処遇の悪化を招き、これが若年労働者の確保に大きな支障となっているところでございます。これらは建設業の健全な発展を阻害するものであることから、この制度を採用しているところでございます。合併当初、指名願の提出のあった市内建設業者は159社ありましたが、今年度においては102社となっております。

地域における健全な建設業の育成は重要な課題であります。今後におきましても、公共工事が公正な競争と地元経済への配慮を両立させるための入札制度となるよう、時代にふさわしい公平性、競争性、透明性、地域性などについて、調査研究を続けていきたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） 今部長のほうから答弁がありました。私こういうことで資料をいただきました。この公正取引委員会事務総局って、この入札談合の防止に向けてって、ということなんですけれども、これこういうふうな、一番出とるこの官製談合の問題とか、それから談合113社に排除勧告とか、これはここの資料で新聞等の抜き書きを印刷されております。こういうふうに次から次と、入札って何でこんなに大きな問題が次々出てくるのかなと不思議でおれんのですけれども、そういうことの資料もいただきまして、今部長のほうから研究をしていくということでありました。

もともと公的機関の調達活動は、自治体が住民の負担を受けて行う経済行為であるわけですから、したがって自治体は買い手として、よりよい品質のものをよりよい安い価格で調達する責務を負っておるはずであります。地元業者の優遇は、まずは競争性が確保され

る範囲内で行うべきものと考えられると言えます。

また、地域要件については、公正取引委員会の研究会報告では、競争性を確認していく観点からは、引き続き地方公共団体に対して、地域要件の設定により過度に競争性を低下させるような運用にならないように求めていくと言われております。要するに、地域要件の極端な運用は、特定の企業に対する便宜を強要する方法を通じて不公正な発注が行われやすく、また汚職を引き起こしやすい。このため、地域要件については、入札参加者の固定化の防止や十分な入札参加数を確保して得る限度で運用されるべきであると言われております。

また、ランク制の問題についても、会計検査院や公正取引委員会の報告で、ランク制について行き過ぎた運用が行われる場合には、事業者のすみ分けを促し、競争を制限する効果を持つことから、競争性を確保していくためには、事業者が固定化しないよう、同一ランクにおける十分な事業者数の確保に配慮するとともに、ランク制を統合していくといった見直しを不断に行っていく必要があると言われてます。それほど高度の技術力が求められているとは考えられない性質の工事入札案件については、競争性の確保、促進の観点から、ランク制を廃止ないしは統合し、入札参加者の数をふやした上で、入札執行をすべきでないかと考えます。

そういうふうな、このダンピングの防止、工事品質の確保と最低制限価格の引き上げの問題について、見ておきたいと思えます。公正取引委員会の報告によりますと、入札価格の高低と品質の優劣は必ずしもイコールの関係にはないと言われております。また、公正取引委員会は、価格の安さと工事の品質と相関関係はあるかという問いに対して、落札率と工事成績表の相関関係を調査した宮城県、東京都、長野県、横須賀市、そして立川市などの事例を挙げて、落札率と工事成績表点とは相関しないという結論であったと言われております。特に東京都においては、低入札価格調査制度の調査対象となった案件の工事、それと落札率ごとに比較した結果が公表されております。全体として、低入札価格の方法が工事成績がよいという結果になっていたそうであります。これは、監督や検査の強化によるところが大きかったようであります。もし仮に発注機関の中に安かろう悪かろうになっているところがあるとすれば、それは注文主である発注機関の検査が甘かったためだと指摘されております。

以上のように、有識者との議論や公正取引委員会などの報告書を見れば、いかにこの阿波市の入札制度改革がその方向性やその本質的には大きくかけ離れているのではないかと

私は思います。

それと、その中で、阿波市は入札制度改革の今行われておるランダム係数の入札方式のくじ落札の問題性と制度運用上の実際の問題性についてどのようにされているか、答弁をしていただきたいと思います。

○議長（出口治男君） 井内総務部長。

○総務部長（井内俊助君） 池光議員の再問にお答えをいたします。

ご質問の内容は最低制限価格において、ランダム係数を導入した理由等についてでございます。

本市では、平成24年度から最低制限価格の設定基準についてランダム係数を導入し、決定するよう制度を改正いたしました。それまでは変動制の最低制限価格制度で、応札者の入札金額によって最低制限価格は上下する制度で、開札するまで発注者にも応札者にも最低制限価格はわからない制度でありました。しかしながら、この制度の欠点として、応札者が連合での入札があった場合には談合のおそれがあることから、より透明性、公平性を確保するため、ランダム係数を導入することといたしました。完全に固定してしまう方法も考えられますが、その場合同額での入札が多くなってしまい、抽せんになる入札も懸念されるため、ランダム係数の制度といたしました。入札完了後、開札までの間にランダム係数をコンピューターで算出し、より公正、公平な制度となるよう改正したものでありますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） 今部長のほうから答弁がありました。

ランダム係数の入札方式のくじ落札についてでありますけれども、これも日本弁護士連合会は調査報告書の中で当該くじ落札の問題性を指摘しているもので、少し触れておきたいと思います。

予定価格をくじ引きで変動させ、最低制限価格がくじで当たった業者が落札するという制度は、癒着をなくすことでは意味がありますが、実質的な競争ではなくくじ引きで落札者が決まるということ、あらかじめ決められたパーセント以内、阿波市では83.125ですか、以下ということになるので落札できないなど、良質な工事をより安く施工する業者が工事をとれなくなり、運のよい業者だけが生き残るということにもなりかねないわけであります。そういった欠点がございます。確かにこのくじ落札では優良業者が落札で

きないので生き残れず、それとは反対に不良業者や不適格業者が運よくくじによる落札ができて生き残るといふ、不良業者、不適格業者排除の原則から逸脱をする可能性が高い。本末転倒な入札制度であると指摘をせざるを得ないところもあります。これが、そういった欠点でございます。

最後になりますが、時間がありませんので、簡単に申し上げておきたいと思います。

公正かつ経済的な入札制度のあり方について、そのポイントを確認しておきたいと思えます。入札参加業者決定の段階では、地域要件やランク制を撤廃し、市内業者であれば、完全かつ公開の、また一般競争入札とすることを、また落札業者決定の段階においては現在の問題性の多いランダム係数による自動落札方式をやめるべきでないかと私は思います。そして、当然監督、検査制度の強化とペナルティーの強化もあわせて行い、不良業者や不適格業者を排除する必要があることは言うまでもありません。

以上でこの問題に対して指摘しておきたいと思います。

また、競争性が高められた入札制度改革及びその運営を展開されていかれることを、そういった入札制度に公正、公平であってほしいという市民の切実な要求が込められておりますので、今後とも全力を挙げて、こういった誤解のない、また入札制度を考えて研究してほしいと思えます。

終わりになりますけれども、今回退職される方々におかれましては、長年公務に携われ、大変ご苦労さまでございました。また、一般市民となりましても、阿波市発展のためにご尽力くださいますようお願い申し上げます。

また、私ごとになりますけれども、この3月で任期満了を皆さん方終えます。また、この4年間、私どもに対しまして大変お世話になりましたことを御礼を申し上げます。

終わります。

○議長（出口治男君） 14番池光正男君の一般質問が終了いたしました。

~~~~~

日程第 2 議案第 1号 平成25年度阿波市一般会計補正予算（第5号）について

日程第 3 議案第 2号 平成25年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第 4 議案第 3号 平成25年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第3

号) について

- 日程第 5 議案第 4 号 平成 26 年度阿波市一般会計予算について
- 日程第 6 議案第 5 号 平成 26 年度阿波市御所財産区特別会計予算について
- 日程第 7 議案第 6 号 平成 26 年度阿波市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 8 議案第 7 号 平成 26 年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 9 議案第 8 号 平成 26 年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 10 議案第 9 号 平成 26 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第 11 議案第 10 号 平成 26 年度阿波市介護保険特別会計予算について
- 日程第 12 議案第 11 号 平成 26 年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 13 議案第 12 号 平成 26 年度阿波市水道事業会計予算について
- 日程第 14 議案第 13 号 阿波市役所の位置を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 14 号 阿波市交流防災拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 15 号 阿波市行政組織の再編成に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 16 号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 18 議案第 17 号 阿波市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 18 号 阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 19 号 阿波市税条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 20 号 阿波市金清自然環境活用センターの設置及び管理に関する条例の全部改正について
- 日程第 22 議案第 21 号 阿波市学校給食共同調理場設置条例の一部改正について

- 日程第 2 3 議案第 2 2 号 阿波市学校給食センター条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 2 3 号 阿波市社会教育委員に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 2 4 号 阿波市一条地区幼保連携施設新築工事請負契約の締結について
- 日程第 2 6 議案第 2 5 号 阿波市新庁舎及び交流防災拠点施設建設工事変更請負契約の締結について
- 日程第 2 7 議案第 2 6 号 阿波市学校給食センター建設工事変更請負契約の締結について
- 日程第 2 8 議案第 2 7 号 阿波市道路線の認定について
- 日程第 2 9 議案第 2 8 号 阿波市道路線の変更について
- 日程第 3 0 議案第 2 9 号 徳島中央広域連合規約の変更について

○議長（出口治男君） 次に、日程第 2、議案第 1 号平成 2 5 年度阿波市一般会計補正予算（第 5 号）についてから日程第 3 0、議案第 2 9 号徳島中央広域連合規約の変更についてまでの 2 9 件を一括議題といたします。

これより質疑を行います。

通告がありますので、順に質疑を許可いたします。

まず初めに、1 7 番原田定信君の質疑を許可いたします。

原田定信君。

○1 7 番（原田定信君） 議案第 2 6 号についてご質疑をお願いいたします。

議案第 2 6 号においては、阿波市学校給食センター建設工事変更請負契約の締結ということで提案がされております。契約金額 1 3 億 1, 0 4 0 万円を 1 3 億 3, 5 2 1 万 8, 4 0 0 円にっていうことでございます。その差は 2, 4 8 1 万 8, 4 0 0 円が追加されております。その理由として、先日議案説明の中でご説明をいただきました。その折に聞かされたのが、排水処理設備に汚泥濃縮装置、いわゆる脱水機ですけれども、追加及び残土運搬費の変更に経費を要したためっていうご説明をいただきました。そのことについて詳細に説明をお願いしたいと思います。

と申しますのは、当然給食センターの設備のことでございます。冒頭から、排水処理設備に汚泥濃縮装置、いわゆる脱水機っていうのは、当然これはもう組み入れておる、取り入れておるのが、私は常識的な常設機械でないのかなと思うし、もう一つは当然掘り方入

れますから、残土が出るのはこれもご案内のとおりです。それに対して、新たに残土運搬費の変更に経費を要したということは一体いかなものかという事で、議案第26号でご質問したいと思います。議案第25号にしても同様な部分もあるんですけど、議案第25号では、これも残土運搬費ということが申されておりました。このことについてもありましたけれども、あえて議案第26号について、どのような趣旨でこのような大きな修正が必要なのか、その部分についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（出口治男君） 新居教育次長。

○教育次長（新居正和君） 原田議員の阿波市学校給食センター新設工事変更請負契約の締結について、2,881万8,400円が追加されているが、その理由として、排水処理施設に汚泥濃縮装置の追加及び残土運搬費の変更に経費を要したためと市議会には説明したがということで答弁させていただきます。

最初に、排水機処理設備に汚泥濃縮装置の追加について答弁させていただきます。

新給食センターの排水処理設備は、厨房や厨房以外の雑排水を含め、1日85立米を処理する能力のものとなっております。新給食センターの実施設計時におきましては、近年建築されたほかの市の給食センターを視察研修するとともに、本市の現給食センターを参考としながら進めてまいりました。排水処理設備も同様に進めてきたところでございます。

新給食センターは、平成26年9月から供用を開始することから、排水処理設備の維持管理経費を平成26年度当初予算にて計上する必要がありましたので、年間の維持管理費について試算しましたところ、年間1,000万円を超える汚泥処分費が必要との試算結果となりました。このため、汚泥処分費を抑制する有効な方法を検討した結果、汚泥濃縮装置を導入した場合に、処分費は10の1以下に抑制することができ、年間で900万円以上の抑制が見込める試算結果となりました。このたび追加でお願いする装置導入にかかる費用は約850万円でありますので、汚泥処分費を抑制することで生じるコスト差の1年分で装置導入にかかる費用を賄えることが見込めることから、将来的な市財政への負担を抑制することができると判断し、財政課とも協議の上、追加するものでございます。

次に、建設発生土運搬費の変更について答弁をさせていただきます。

当初は建築建物基礎部分の掘削により生じた土を敷地内に敷き直しして、計画造成高67.7となるよう計画しておりました。しかしながら、造成工事に着手したところ、掘削土に粘土質が多くまざり、掘削した土を敷き直すときに十分締め固めができないことか

ら、この土を搬出する必要が出てきました。この搬出にかかる経費としまして、土工事で当初約300万円だったところが1,170万円となり、870万円追加をするものでございます。当初設計の発生土量は811立米、変更後は3,928立米、3,117立米の増でございます。敷地面積は6,407平米でございます。ご理解くださいますよう、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 原田定信君。

○17番（原田定信君） 次長、最初からそのように説明をいただいていたら、質問ないんですよ。そうでしょう。みんなそう思ってますよ、これは。

例えば、汚泥処理装置に850万円。当初の計画では年々1,000万円要るものが、この装置をすることによって10分の1以下になるっていうことが最初からわからんのも私おかしいと思うし、当然それならこういう処置ができますので850万円がこれに対しては必要ですというふうなことを上げていただいていたら、後々そういうふうな説明、これあろうかと思うんですけども。さきに言われた、例えば粘土分があって搬出しなけりゃならないことになったって、ほんで当初300万円だったのが1,180万円になったっていうふうなことで、それも説明も受けてないんです、議案説明の段階では。だから、そういう段階で示されたのがこの両方の合計金額であって、もう一つ言えばこの汚泥に850万円、粘土質の搬出に1,180万円要るというふうな分けての説明でもない。総額で示されたのが2,481万8,400円というふうな、私は、新居次長には似合わない、非常に雑だと申し上げるわけではないんですけども、丁寧さに少し欠落したんじゃないかなというようなことを思います。そう思われるでしょう、次長。

つくづくそういうようなことなんで、当然理解できますので、これ討論にも行く必要がないかと私思うんですけども。生まれて初めて反対の討論せないかんのかなと思って質問しましたけれども、十分理解できた。

今後他の職員の方に至っても、そのように丁寧に説明をしてください。提案をされる方はわかっただろうけども、それを審議しなければいかん我々はわかってないんですよ。ねえ、市長。済みません、どうもそういうことです。ご理解できました。ありがとうございました。

○議長（出口治男君） 次に、6番正木文男君の質疑を許可します。

正木文男君。

○6番（正木文男君） それでは、議長の許可をいただきましたので、質疑させていただけたらと思います。

これ1項目ずつ行きます。いいんですかね、はい。

まず、議案第4号平成26年度阿波市一般会計予算の中で、歳出、8款土木費、5目辺地対策事業費ということで、歳出予算250万円が計上されているわけです。これは通年ですと4,000万円近くの予算があるわけなんですけども、この予算の内容、そしてこの減額の理由と同事業の今後の取り組みということについて、周辺も含めて、この予算の内容についてご説明をお願いいたします。

○議長（出口治男君） 田村建設部長。

○建設部長（田村 豊君） 正木議員の質疑にお答えをしたいと思います。

質疑の内容につきましては、議案第4号平成26年度阿波市一般会計予算についてということで、予算書の141ページ、歳出予算の中で、辺地対策事業費250万円について、この予算の内容と同事業の今後の取り組みについてということでございます。

答弁といたしまして、辺地対策事業につきましては辺地整備計画の策定を行い、有利な起債を財源として、辺地と他の地域との格差是正のため必要な事業を実施しております。合併前から継続して、主に阿波町伊沢谷辺地で事業を進めてまいりました。現在、二級市道一ノ瀬引地線、延長7.7キロメートルのうち3.5キロメートルについて及びその他市道立割1号線、延長2.2キロメートルのうち1.3キロメートルについて、当事業で道路整備を終えております。

辺地対策工事は、山間部の工事であり、擁壁など構造物が大きく、加えて伊沢谷地区の7割が地すべり地区であるため、アンカー工法など、道路改良以外の災害対策工事が必要となる場合も出てまいります。従来から年次計画で進めてまいりました辺地対策事業につきまして、平成26年度は事業を1年間休止し、3年ごとに必要となる辺地総合整備計画策定の作業を行います。整備計画策定に当たっては、整備箇所の選定や優先順位、地元の意見もお聞きし、限りある財源の中で整備効果が十分出るような箇所選定を検討していきたいと考えております。このため、このたび辺地対策事業費の250万円は、整備計画策定において基礎調査を行うための調査委託料となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 正木文男君。

○6番（正木文男君） 今回250万円という形で大幅に減額になっておるけれども、これは3年に一遍の事業全体の見直しを今回行うんだという趣旨なわけですね、はい。この事業っていうのは、地域にとっては大変重要な事業、そしてまた有利な事業だというふうに思っておりますので、それで詳しくはまた委員会の中で質問をさせていただきますけれども、そう趣旨を確認をさせていただきました。

それでは続きまして、議案第15号についてでございます。阿波市行政組織の再編成に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてということでございます。

この条例により総務部を企画総務部に改めることとしておりますけれども、その趣旨についてお伺いをいたします。

○議長（出口治男君） 井内総務部長。

○総務部長（井内俊助君） 正木議員からの質疑にお答えをさせていただきます。

この条例により総務部を企画総務部に改めることとしているが、その趣旨はにお答えをさせていただきます。

今回提案をいたしております阿波市行政組織の再編成に伴う関係条例の整備に関する条例の制定におきましては、総務部を企画総務部へと名称変更をいたしております。平成26年度における阿波市行政組織機構については、阿波市が誕生して10年目を迎え、阿波市新庁舎、交流防災拠点施設等の完成という大きな節目を迎えるに当たり、阿波市の将来像を見据えた行政組織機構とする必要があると考えております。今後予想される厳しい社会情勢や財政状況、人員減少等に対応し、ハード、ソフト両面から行政運営を展開するため、組織として企画力、制作形成力を重視するとともに、各部、各課の連携を強化し、効率的な行政運営が可能となるよう、組織体制の整備を行うものでございます。

今回の組織機構改革におきまして、行政運営に係る企画制作、提案関係業務を一元化することによりまして、阿波市の行政組織がより一層高められ、このことによりまして市民との協同によるまちづくりの推進や防災減災体制などの充実など、阿波市の進むべき将来像へ向けまして、迅速かつ効率的な市民サービスの提供が可能となるよう行うものでございますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（出口治男君） 正木文男君。

○6番（正木文男君） このことにつきましては、ちょっとくどいと思われた方もあったかもわかりませんが、この企画制作力の強化ですね、企画力という観点の中に、そのまちづくりの視点、例えば市民交流拠点施設の活用だとか、そういうようなものもしっ

かり入っているというふうに理解をさせていただいたらと思うわけです。そういう視点が入っているということで、理解をさせていただきます。

以上で質疑を終わりにさせていただきます。

○議長（出口治男君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第29号までについては、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員会におかれましては、第1回阿波市議会定例会日割り表に基づいて委員会を開会され、付託案件について審査されますようお願いいたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、明日21日は休会にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（出口治男君） ご異議なしと認めます。よって、明日21日は休会に決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

次回は、24日午前10時から総務常任委員会、25日午前10時から文教厚生常任委員会、26日午前10時から産業建設常任委員会、午後3時から全員協議会です。

なお、次回本会議は、3月3日午前10時に再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時41分 散会